
令和3年第3回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

令和3年9月9日(木)

1. 議事日程第4号

令和3年9月9日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1 番	横山 弘康	2 番	衛藤 和敏
3 番	河島 公司	4 番	細井 良則
5 番	松下 善法	6 番	小幡 幸範
7 番	松本 真由美	8 番	石井 龍文
9 番	宿利 忠明	10番	河野 博文
11番	秦 時雄	12番	高田 修治
13番	藤本 勝美	14番	大野 元秀

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	清原 洋一	議事庶務班主幹	秦 久里子
-------	-------	---------	-------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利 政和	副町長	秋吉 一徳
教育 長	梶原 敏明	総務課 長	石井 信彦
基地・防災対策課長 兼政策法務課長	瀧石 裕一	企画商工観光課長	衛藤 正

企画商工観光課参事	藤井正盛	税務課長	穴井陸明
福祉保険課長	西村正明	子育て健康支援課長	横山芳嗣
建設水道課長	長柄義正	農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄
人権確立・ 部落差別解消 推進課長兼 隣保館長	山本恵一郎	会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	時枝弘法
教育政策課長兼 学校給食センター所長	長尾孝宏	教育政策課 指導企画監	佐藤貴司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	秋好英信	社会教育課参事	武石洋子
監査委員 事務局長	和田育男	総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一

午前10時00分開議

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

皆さんに申し上げます。

議場内が高温になる場合には、上着をお脱ぎになっても結構です。執行部の皆さんも暑いときには上着を脱がれても構いません。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（大野元秀君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は8名です。よって、昨日8日に4名、本日9日に4名の2日間で行います。

会議の進行に御協力をお願いします。

本日最初の質問者は、7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） おはようございます。7番松本真由美です。

通告によりまして、議長のお許しをいただき、一問一答形式でお願いいたします。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大で、世界中がコロナ禍時代に突入いたしました。国内においても、8月の盆後には第5波が襲来し、全国の1日感染者数は2万人を超えております。県内においても、8月21日新たに215人の感染を確認し、過去最多を更新いたしました。その後、23日以降は200人を下回ったものの、今週に入り感染者数は減少しておりますが、重症者と子供の感染者数が増加してきていることは心配されます。

また、先月27日より9月12日まで、緊急事態宣言21都道府県とまん延防止等重点措置の対象地区が17県となりました。九州では大分県のみ対象にはなっておりません。昨日の報道では延長されたというお話も聞いております。

国内でのワクチン接種は7月末で2回目終了の高齢者は88%となり、その後、本町においても接種予約が年代ごとに始まり、接種が順調に行われております。多くの町民の方々に接種をお願いしたいと思っております。

行政からは昨年に続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、飲食業や旅行業界をはじめ、各経済社会に規模縮小や事業中止等、協力を要請してきました。また、行政や各種学校行事にも影響が出てきております。

一日も早いコロナ終息に向け、自分たちでできる手洗いの徹底、マスクの着用、密集、密接、密閉の3密の回避や不要不急の外出自粛等、再確認を行い、医療機関をはじめ感染拡大防止のために多くの人々の努力や頑張りに感謝し、元の生活に一日も早く戻りたいものでございます。

このような中、第32回夏季オリンピック東京大会が7月23日から17日間、8月24日から13日間パラリンピック大会が開催されました。全世界コロナ禍の中で様々な困難を乗り越え、アスリートたちは、かつてない無観客での競技が開催されました。日本選手は多くのメダルを獲得し、国民に大きな勇気と元気を与えてくれました。特に、パラリンピックの選手たちの不可能と考えることを可能にする挑戦、自分にもできるんだという姿には大きな感動を受け、大きな拍手を送りたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

今回、3項目を予定しております。

1 項目めの高齢者の交通弱者対策の拡充について。

1 番目として、高齢者自動車運転免許証自主返納者に対する支援策の経過及び今後、団塊の世代が70歳を過ぎ返納者の増加が見込まれますが、現事業内容で実施していくのかお聞きしたいと思います。

過去2回、一般質問で、高齢者運転免許証自主返納者の状況や返納者に対する支援の拡充について、また、デマンド型交通の取組について伺ってまいりました。回答では、今後は町内の事業所等をサポート加盟店として加盟をお願いしていくとのことでした。毎年のように全国各地で高齢者運転者が加害者となる重大事故が多発しております。このようなことを受け、自動車運転に不安を感じる高齢者運転手に対して、本町では、運転免許証自主返納支援事業が、平成31年4月1日より運転経歴証明書発行手数料1,100円を補助するという早い取組には感謝、評価しております。その後、3年を経過する中で、運転免許証自主返納者は、玖珠管内で、令和元年には約130名。そのうち九重が3分の1から4分の1程度です。令和2年10月までで80名返納されております。

支援事業の内容の経過と、今後、団塊の世代が70歳を過ぎ、返納者の増加が見込まれますが、現事業内容で実施していくのかお伺いします。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めることにより、高齢運転者の交通事故防止を図るために、令和元年度から高齢者運転免許証自主返納支援補助金に取り組んでおります。支援内容といたしましては、先ほど議員がおっしゃいました運転経歴証明書交付手数料1,100円の助成であります。令和元年度は8名、令和2年度も8名の方に交付をいたしました。

今後、高齢化が進み、自主返納者が増えることも想定されますので、玖珠町の支援策として近隣自治体の水準を加味するなど、充実したものとなるよう進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 先日、玖珠警察署の窓口で70歳代の町民の方とお会いしました。窓口には、九重町と玖珠町の高齢者運転免許証自主返納支援事業のおのおのチラシが置かれておりました。玖珠と九重では同じ管内でどうしてこのように差があるのと問われました。行政の方も財政が厳しい中、検討していると思われそうですが、同一内容にできなかったのでしょうか。また、このチラシを御存じでしょうか。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 県が発行していますチラシのほうは確認しておりますが、九重町のチラシのほうはちょっと確認はしておりません。

以上です。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） では、確認をしてください、近隣の。

続いて、2番目に入ります。

支援事業の拡充として、1点目、公共交通機関バス・タクシー券の回数券の交付等の取組はできないでしょうか。

先ほど申しましたように、県下、隣の県でも素晴らしい取組をしているようです。3年前は7市町でしたけれども、今年パンフレットをもらいましたら14市町が取り組んでおります。事業の支援として、1万円相当のバス・タクシー券の回数券や町内店舗でも利用できる商品券の交付、または、サポート加盟店から応援など協力されているようです。

本町においても、外出支援サービス事業とは別に、公共交通機関バス・タクシー券の回数券の交付等、行う考えはないでしょうか。また、サポート加盟店への協力等、3年前は働きかけますというお話でしたけれども、したのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） お答えいたします。

加盟店へのお願いの件でございますが、大分県生活環境企画課が大分県のホームページで、県内の事業者随時加入の呼びかけを行っております。町内において賛同いただける事業者があれば、積極的にサポートをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（大野元秀君） 藤井企画商工観光課参事。

○企画商工観光課参事（藤井正盛君） お答えいたします。

現在、玖珠町においては、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他、旅客の利便性の向上を図るため、地域公共交通活性化協議会を設置し、地域公共交通計画の見直しを本年度実施しております。

協議会の構成は、町長を筆頭に大分大学の教授、バス・タクシー業者、JR、自治委員代表、国の機関である大分運輸局、大分県や警察署、また庁内の役場関係の課長が出席し、あらゆる公共交通関係者が議論する場となっています。

議論の内容は、現在運行している路線バスやまちなか循環バスなどのバス路線の運行時間、運賃など様々な部分について見直しを図っているところでございます。また、国においては、令和2年2月に公共交通活性化再生法が一部改正され、地域の輸送資源を総動員して移動手段を確保することなど追加され、その部分についても検討をしているところでございます。

御質問の公共交通バス・タクシー券の回数券の交付ですが、現在、玖珠町では福祉保険課で、高齢者の生きがい対策として75歳以上の方にバス・タクシー券8,000円分を交付していますが、先ほどの高齢者自動車免許自主返納者に対する支援策についても同様に、この協議会の中で議論しながら、高齢者の交通弱者対策として検討してまいりたいと考えております。

今回の計画の見直しについては年度内に素案を策定し、令和4年10月より新たな運行が始まることとなります。回数券の件も併せて、様々な視点で検討を考えたいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 公共交通の件におきましても、今回は申し上げませんでしたけれども、デマンド交通は、6年前、議員になって初めて先進地を視察してくださいということをお願いしました。前回も、この公共交通のチケットの件もお願いしました。その折、3年もたつてやっと今かというような思いでございます。年々増える高齢者に対しての対応が遅いと思います。

前回、デマンドはデメリットばかり言って、メリットがあるからこそ他市町村も導入しているので、もう少し研究をしていただきたいと思います。

それでは、2点目の電動アシスト自転車を町が所有し、貸し出す実施試験や購入補助制度の考えはないかお伺いします。

唐突にこういうことを言われても、何だろうと思われるので、少し説明したいと思います。

先日、大分市の電動自転車、高齢者に効果という報道記事を見ました。内容は、高齢者を対象に、電動アシスト自転車を利用した体力、健康面の変化について調査いたしました。自動車運転免許返納時の代替交通手段や健康増進策として有効性を検証する実証実験を行ったとのこと。分析内容では、体への負担は少ないが運動能力の向上に効果があり、高齢者等の運動によいとのことでした。

現在、私の住む近くの高齢者で、ゲートボールやイベント、そして買物等にこの自転車を利用しての方にお話を聞きますと、とても軽く、気楽で自由に歩くことができ、自動車よりも簡単に利用しやすいとのこと。八幡地区から町の中心部まで30分ぐらいで行けるそうです。お一人の方は、自転車でしたけれども、高齢になったのでこの自転車に替えました。もう一人の方は、自動車免許証を返納したのでこれに替えたそうです。

大分市においても、自転車の貸出しアンケートは、「免許証返納後の代替交通手段になる」が62.1%もあったとのこと。国の補助等もあり、本町においても大分市に倣って、今後、電動アシスト自転車を町が保有し貸し出す実施試験や個人が購入する際の補助制度等の考えはないか、また、今後、研究をしていく思いがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 藤井企画商工観光課参事。

○企画商工観光課参事（藤井正盛君） お答えいたします。

現在、町内においては、観光面で道の駅にレンタル自転車がございますが、年間の使用件数は15件程度の利用にとどまっております。

御質問の電動自転車の貸出しや補助制度についてですが、全国的にもあまり普及はされておませんが、高齢者の免許返納者への支援策や、都市部では子育て家庭への支援策に補助制度が創設されているようです。全国では、20から30程度の市区町村が実施している状況です。このため、交通弱者対策として、貸出しや購入補助制度の創設については、玖珠町の中山間地域特有の地域性も考慮しながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） もう一つ、購入する場合の補助等も一緒ですか。今から研究するという
ことでしょうか。はい。

大分市では、電動アシスト自転車の貸出し事業の実施結果により有効性を得たので、本年度も9台
を無料で貸し出す事業を行うそうです。あわせて、本町は、自転車に乗れない高齢者に対して転倒防
止に強く安定感のある電動アシスト三輪車を利用して、高齢者の体力向上、健康面の変化の調査、代
替交通手段の有効性について、実施実験等を行ってほしいと思いますが、そのような取組の考えはな
いでしょうか。

○議 長（大野元秀君） 藤井企画商工観光課参事。

○企画商工観光課参事（藤井正盛君） お答えいたします。

大分市がそういった部分をしているというのは、今、お聞きしました。

先ほど申しました協議会の中でも、免許返納者に対して何らかの補助がないかという部分は、指摘
を受けています。そのような中で、今回、そういった部分の補助がある、貸出し含めてですね、です
ので、この協議会の中でいろいろな御意見をお伺いしながら、テスト、いわゆるその部分については、
三輪含めては、今後、総体的に検討をしてみたいと思います。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 電動アシスト自転車、電動アシスト三輪車、値段は幾らぐらいでしょうか。
御存じでしょうか。

○議 長（大野元秀君） 藤井企画商工観光課参事。

○企画商工観光課参事（藤井正盛君） メーカーによってそれぞれなんです、都市部では10万円を限
度に補助をするということですので、10万円から20万円の間だというふうに把握しております。
安いものでは、五、六万円であるというふうには聞いております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 都市部はそうかもしれませんが、町内の業者では、二輪車が10万円
前後、新車で。三輪車が20万円前後で売っているそうでございます。

続いて、2項目めの児童生徒の登下校通学路になっている町道、県道の通行安全対策についてお尋
ねいたします。

まず、1番目の通学路のブロック塀転倒防止対策の調査状況ですが、このことは、平成30年6月18
日、大阪府北部地震で、高槻市寿栄小学校児童が通学中に倒壊したブロック塀の下敷きになり死亡し
た事故を受け、全国一斉に公共施設のブロック塀や危険予想ブロック塀の調査が開始されました。大
分県教委の調査結果によりますと、ブロック塀の形態としては、学校敷地と道路や民有地を隔てる形
で設置されているケースが多かったと発表しました。

本町においても調査報告を行っていると思いますが、通学路のブロック塀転倒防止対策のため、どのような調査を行ったのかお伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えをいたします。

御案内のとおり、平成30年6月に起きました大阪北部地震によりブロック塀が倒壊しまして、大阪府高槻市で女子児童が亡くなるという事故をきっかけに、全国的にそういった調査が行われたということでございます。

当町でも、当時調査を行っております。学校敷地内のものにつきましては、調査の結果、危険なものはないという報告をしております。また、通学路のブロック塀につきましては、各学校が現地調査をしておりますが、民有地でございますし、また件数は、小学校だけで211件と非常に膨大な部分でございました。そういったところから、危険性の有無についてや、ブロック塀の構造基準などに沿った詳細な調査確認はできていない状況でございます。

教育委員会としましては、学校と協力して防災マップにその位置を落として共有するとともに、通学路として変更が可能なところは変更するなど対応を行っていますが、どうしても通る必要がある場所につきましては、学校として注意喚起をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 幾らか前回の質問から進んでいるようでございます。

6月17日、21時のテレビニュースで放映されたんだと思います。文部科学省は、登下校通学路のブロック塀転倒防止の調査義務化をしました。全国では4県が実施済みとのことですが、大分県及び本町において調査義務化として取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） この通学路の危険ブロックにつきましては、現在でも通学路の点検作業を行っておりますので、その中で、道路以外の部分での危険箇所というところに調査を広げた上で、その対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） では、続いて、2番目の一般住宅地の危険ブロック塀の改修工事や解体費用助成状況をお伺いいたします。

これも、平成30年9月議会で、地震、風水害等によるブロック塀の倒壊や危険予想ブロック塀の公共施設及び一般住宅地の調査及び改修、解体工事費用の助成事業の取組についてお伺いしました。その後、令和2年5月号広報くすや文書回覧で、危険なブロック塀の解体に対する補助制度を立ち上げたという記事を読みました。昨年の申請状況や補助を実施された状況をお伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） おはようございます。それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど議員及び政策課長から報告がありました、平成30年6月の大阪北部地震により、ブロック塀の倒壊に貴い人命が失われまして、これをきっかけに、全国一円で一斉調査を行われたことは御存じのとおりと思います。道路に面する危険度の高いブロック塀などの除去に要する費用の補助制度が公布されました。

対象となる塀については、1が、避難路沿道等に面するもの、2、ブロック高さ1メートル以上のもの、3、ひび割れや傾き等があるものなど、事前に相談を受けまして、これらを担当課で診断を行いまして、倒壊等の危険があると判断されたものであります。

補助事業は、解体補助対象事業費の2分の1とし、10万円の限度額で、国費2分の1、県費4分の1、町費4分の1としております。

交付要綱を制定した令和元年12月以降、8件の相談がありまして、実施件数としましては1件のみであります。本年度は3件の補助事業を立ち上げていまして、現在、2件の相談を受けているところであります。

なお、今後も地震などによるブロック塀などの倒壊による危険が起これないよう、住民向けにアナウンスすること等、被害防止につなげたいと考えている次第であります。

以上であります。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） では、続いて、3番目に入ります。

通学路になっている町道、農道や県道での交通危険箇所の調査状況についてです。

6月28日、千葉県八街市の市道で、右側を歩いて下校中の児童の列にトラックが正面から突っ込み、5人の貴い児童が死傷する事故が発生いたしました。報道によりますと、現場の道幅は約6.9メートル、見通しのよい直線で、上空からの現場写真では、「学童多し」の立て看板もあるものの、センターラインや歩道はありませんでした。

本町においても、通学路になっている道路で、交通安全危険箇所の現地調査は実施されているのでしょうか。県教委からこの事故を受け、毎年行っております通学路合同点検、これ何か昨日、報告ありましたけれども、7月末日に前倒しし、特に交通量が多く、歩道のない狭い道路などは注意して点検するように求めたとのこと。その結果と、3番目に言います、1点目の通学路になっている町道の歩道設置状況及び、交差点やバス停付近の歩道防護柵設置状況です。本町は、町道300路線以上を維持管理していると思います。幅員は4メートル、または、狭いところでも3メートル以上はあると思います。町道で、県道、国道に接続している主要幹線町道は何路線ありますか。その路線の歩道設置や歩行者保護柵の設置状況を併せてお願いいたします。

○議 長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） 教育委員会からは、調査についてお答えをいたします。

通学路の危険箇所の調査につきましては、昨日も御説明したところでございますが、平成26年度に

国土交通省、玖珠土木事務所等の道路管理者、玖珠警察署、各学校及び役場内の関係部署との連携の中で、通学路交通安全プログラムを作成いたしました。その後も、毎年8月に玖珠町通学路合同点検会議を実施して、各学校が1学期に行う通学路点検によって確認された通学路の危険箇所に対する合同点検を実施してまいりました。その状況を確認した上で、各関係機関が持ち帰って、具体的な対策を進めているところでございます。

御質問にありました、町道の歩道や歩道防護柵の設置につきましては、基地・防災対策課のほうで対応しておりますが、通学路の安全対策として、過去5年間で、2か所でガードパイプ、防護柵を設置しております。その他の町道では、車道外側線の引き直しや延長が18件、路肩ポールを設置が2か所ということになっております。

町道以外の県道、国道等では、ガードパイプの設置が2件、歩道橋の補修が1件、歩道の補修が1件、ガードレールの補修・移動2件、植栽の剪定が2件となっております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 今、教育政策課長のほうから報告がありましたので、この件については、また後でお願いします。

次に、分かる範囲で結構ですけれども、くす星翔中学校生徒の自転車通学や徒歩通学は何割を占めているでしょうか。開校して3年目になりますが、通学途中の交通事故の報告は聞いておりませんが、通学路になっている交通量の多い交差点や、道幅の狭い場所など危険箇所があると思います。それらの地点をピックアップして、未然防止や改善対策について、学校内で生徒会の活動やホームルーム等で取り上げる学習をしているのでしょうか。

また、小学校においても、学習研究テーマとして取り扱っているのかお伺いしたいと思います。

昨日、中学校では通学路の設定はなく、交通量の多い道路は避けて通学路とするというようなお話でしたけれども、学校のほうで、生徒さん自身の活動をお願いしたいと思います。

○議 長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） くす星翔中学校における通学の区分です。徒歩、自転車、スクールバス、これも資料的には開校時の部分になるんですが、おおむね3分の1ずつぐらいになっております。100名から120名程度ずつぐらいです。徒歩が2キロまで、自転車が2キロから4キロ、それ以上がスクールバスという対応になっております。

○議 長（大野元秀君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） 学校での交通安全指導についてですが、それぞれ徒歩通、また自転車通の子供たちについて、それぞれで指導を行っています。また、クラス等での安全教室等も各中学校のほうでも行っているところでございます。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 中学校は行っているそうですけれども、小学校はそういうことは行ってい

ないのでしょうか。

○議長（大野元秀君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） 小学校のほうも行っております。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 今までのまとめといたしまして、登下校中の児童生徒の信号待ち、バス停で、歩行者が犠牲となる事故が全国各地で後を絶ちません。本町においてもPTAや地元からの歩道設置やガードレール、歩行者保護柵の設置等、要望箇所はありませんか。

私も、一部通学路になっていると思われる主要幹線町道と県道を調査いたしました。今回の八街市の市道によく似た路線があるのではないのでしょうか。例えば、幹線町道小田線、上の市から鷹巣線、大隈からの森清線、寺山鳥居からの寺山九日市線、森清線、谷口線、中島線、浦河内線等、一部路線では歩道が設置されているものの、センターラインや路側帯ライン、一旦停止白線等、消えていたり、なかったりした地点が多く見られ、歩道や歩行者用路側帯もほとんど設置されておられません。再点検する必要を感じました。先ほどこういうのも少しは報告ありました。

一般の道路は、歩道も道路の部分と位置づけられていますので、防護柵やガードレールは、路肩にはほとんど取り付けられています、路肩に。路肩では、道路面と道路下の土地が2メートル以上の段差がある場合、歩道の防護柵が設置されております。このことは、車を保護するためであって、歩道上の歩行者を保護するとは思えません。歩道縁石線上に防護柵を設置し、歩行者を守る歩道を設置してほしいと思います。

新設される県道や国道のバイパス等は、歩道の縁石沿いに歩道防護柵ができております。例えば、国道210号線北山田駅前付近、国道387号線の森中央小学校付近、県道43号線十之釣交差点、また、八幡地区ですが、太田バイパス線のくるみ保育園付近から錨田の今度新しくできたバイパスの三差路になっているところ、そこに設置されております。モデルケースとして、私が確認した中で、鷹巣線の上の市の合流点までの高速道路下付近の約50メートル、そして、この庁舎すぐ南側のすぐその下の路上50メートルに、防護柵がしっかりと設置されております。一度現場を見ていただきたいと思います。

また、各地域で警察署員やPTA、住民、見守り隊の行動も大切です。そして、交通規制も必要でしょう。報道によりますと、全国的な警察の取組として、通学路を含む生活道路を時速30キロメートルに制限するゾーン30の設置、2011年のスタートから年々増加し、2020年度末の全国での整備箇所は4,031か所になったとのこと。一昨日の報道では、大分県下では、大分、別府、日田など10市町で計32か所、設定されるそうです。詳細は新聞に載っております。

このような取組を参考にしながら今後の対策をお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

今、議員よりお話をいただきました。通学路の安全歩行と申しますか、通学については、教育委員

会、各学校を通じて、今まで以上に教育活動、交通安全に対する意識を高めてもらうように、それぞれの指導をしていただきたいと思います。また、安全対策については、警察署や交通安全協会の方々と連携しながら、町民の皆さんの意識の啓発に努めていきたいと思っています。

それから、課題となっております、カーブミラーとか、ガードパイプとか、様々なラインの引き直しとか、ハードな面の分ですけれども、役場の中の今現状を話しますと、車両の安全通行については、建設水道課が基準に基づいて、その管理、見直しをしております。それ以外の部分については、基地・防災対策課がそれぞれの部署の意見を全て取りまとめて、ちょうど毎年今頃、交通安全推進協議会という会議を開いていまして、その中で、どこどこを設置するという承認をいただきながらやっております。

現在、350万円ほどの予算化がされておりますが、各自治会や地域、そしてまた学校現場等、様々なところから設置要望が出ておまして、正直350万円では賄えないような規模になっておりますので、執行部としても、この予算の拡充努力をしてみたいと思っています。なるべく要望に応えられるように、設置に向けてできるように予算化をしていきたいと思っています。また、議員各位におかれましても御理解、また予算計上、御承認を賜りますようお願いを申し上げたいと思っていますので、そういった対策は拡充をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 大きなお金が動くことですので、一遍には無理でしょうから、特に危険な場所から随時計画をして、早急に安全のためにお願いいたしたいと思います。

では、続いて、3項目めの熱海市伊豆山地区の大規模土石流災害発生を受けて、県の緊急調査についてお尋ねいたします。

まず、1点目の7月3日午前10時30分頃、梅雨前線の影響で関東地区を中心に激しい雨が降り、当地区で大規模な土石流が発生いたしました。27人の方が死亡、行方不明になっております。この周辺は、県による土砂災害警戒区域に指定されておりました。土石流発生の起点となった土地の盛土の流出により、被害の拡大につながった可能性がある指摘されております。

このことを受け、まず1点目、大分県による土石流危険箇所での盛土造成や危険な盛土行為など、県内の土砂災害警戒区域の2,224か所と山地災害危険地区の1,070か所の溪流を対象に緊急調査を行いました。その結果と、本町における調査結果をお願いいたします。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） お答えいたします。

令和3年7月3日、静岡県熱海市で発生した大規模な土石流による災害は、多数の死者、行方不明者を出し、今なお捜索活動が行われています。この土石流を甚大化させた原因の一つに、上流部にあった大規模盛土が取り沙汰されています。

このため、大分県は、土石流に係る土砂災害警戒区域及び崩壊土石流危険区域内のうち、要対策箇

所となる3,294か所、本町では29か所の上流部にある盛土を抽出し、緊急盛土現地調査を実施しまして、8月24日に県より、町内29か所の緊急盛土点検結果として、全て異常なしとの報告を受けております。玖珠町といたしまして独自調査は実施していませんが、県による調査箇所や情報を共有して、引き続き警戒していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 県下で2,224か所あったうちの400か所のうちの玖珠が29か所あったんですね。分かりました。

続いて、2番目のメルヘンの森スポーツ公園ホッケー場は、30年前、切土や建設残土などの盛土で建設されたとお聞きしております。ホッケーの町、玖珠として、全国より選手が集い、各種大会が開催されております。町としても多額の予算を投入してきました。誇るべき施設です。

しかしながら、近年の異常気象により予想もしない出来事が各地で起こっております。激しい降雨時により、この地点を起点に土石流や崖崩れが発生してもおかしくはありません。それを防止するために、公園敷地全般の維持管理を的確に行う必要があると思います。表面のひび割れ、擁壁の状態や排水路の状況等、定期的な検査等を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（秋好英信君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

メルヘンの森ホッケー場の敷地につきましては、議員のおっしゃるとおり、高速大分自動車道の建設工事の際に残土処理場として整備された経緯がございます。平成7年3月に日田玖珠間が開通しておりますが、その後、大分国体の誘致、開催に向けて用地を有効利用するという方針の下、11年後の平成18年6月に現在のホッケー場が完成しております。

土石流発生の観点からしましては、現地は残土処理場ではございますが、当時の日本道路公団、現在のNEXCO西日本の工事として、造成時には側溝整備など排水対策が講じられております。また、ホッケー場の建設段階には、ウォーターベース競技場として暗渠排水等の対策をしているところでございます。

今回、静岡県熱海市の土石流災害を受けまして県が行った緊急調査には該当していないということもございまして、特に公園敷地内全般の点検は実施しておりませんが、万が一も想定されますことから、台風や豪雨災害には、現地の状況に変化がないかなど、常に監視はしてまいりたいと思います。

ホッケー場の設備につきましては、定期的に、目視にはなりますが、グラウンドであったり、環境に変化がないかというのは、常に担当が見ているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 昨日、議員の質問で、8月11日からの秋雨前線により、施設内の一部に被

害が出たということでしたけれども、その状況をお聞きしたいと思います。そしてまた、今、申されましたように、今後全般にわたり精査し、点検の充実を図っていただきたいと思います。

○議長（大野元秀君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B & G海洋センター所長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（秋好英信君） ホッケー場周辺の一部なんです、今年の8月、ホッケー場の横に町道乙師線というのが通って、乙師集落まで通っているんですが、そのり面が、一部表土が少し流れたということで、この現地につきましては、国体の記念植樹をしたところでございます。被害の規模といたしましては、横幅が10メートル、縦が5メートル、三角形式になりますので、実際は20平米ぐらいなんです、復旧費として約28万円ほどかかりました。

今年の8月にも、そのすぐ横が同じように流れまして、側溝を塞ぐおそれがあるということで、土砂を、現在はもう撤去しておりますが、同じように約10メートル程度、高さが4メートル、合わせて、それも三角ぐらいに表土が流れておりますので20平米程度になります、これも現在、見積額で20万円程度ということで、かなり規模としては小さいんですが、常に雨のときには周辺を点検はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 十分な、目視でも点検をよろしく願いいたします。

それでは、最後の、残土処理、処分等で埋められた土砂等全てが土石流の起因とは思いませんが、地形的に表土が薄く地滑りを起こしやすい場所にたまたま盛土がされた土石流が発生するケースもあると思います。

県内では、日出町大神で2005年、県外から持ち込まれた盛土が農地に流れ出る崩落事故が起きました。県はこのことを踏まえ、3,000平方メートル以上の盛土は許可制にする県条例を制定し、大規模事業を規制しているそうです。しかし、盛土全般に対する規制をする法律はないのでしょうか。

また、最近、各地において太陽光発電の建設が見られるようになりました。樹木を伐採して土地の利用を変えていく事業も増加すると思われ、そして、残土は人目につきにくい山の中に運ばれ、谷を埋めることで処理されているケースも多いのではないのでしょうか。そのときに山間地域の町道や林道が利用されやすいのではないのでしょうか。その防止のため、ドローンによる上空写真撮影や山間地域の町道路線のパトロール等を実施する必要があると思いますが、パトロール実施等していく考えがあるのか、お伺いします。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） それでは、お答えします。

公共事業に関しましてですけれども、残土などの資材として再利用につきましては、情報共有ツールで情報を共有し、行政間のコストの縮減に努め、貴重な資源として盛土として再利用をしているような状況はあります。

また、土地開発行為などにつきましては、国土利用計画法など関係法令に基づいて、一定面積以上の土地取引に関し、昨日の衛藤議員の質問の中で出ましたので、それについては割愛をさせていただきたいと思っています。

しかしながら、議員おっしゃるように、現時点では小規模な土地取引、3,000平方メートル以下の個人所有地の土地利用は何も規制するものがないことから、開発行為の違法性がなければ、指導や注意喚起する手段は今のところはありません。このため、ドローンなど遠隔操作によりパトロール調査の徹底を図ることも重視するとともに、土地利用に関する情報の早期収集を図ること、また、梅雨時期の町道パトロール等も視野を広げながら、未然に災害発生を防止する取組を行いたいと考えている次第であります。

以上であります。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 大変いい返答をいただきまして、ぜひともお願いいたしたいと思います。

それでは、最後に、建設残土処理の建設現場から出た土砂の安全処理、管理については、先ほどありましたけれども、発注者がまた再度利用するということでしたけれども、発注工事等でも受注者が依存しているのではないのでしょうか。本来なら発注者が建設残土処理場を確保すべきではないのでしょうか。今後の課題として検討してほしいと思います。中学校建設の折にも、何かその残土処理を、持っていく場所がどうたらこうたらという話が3年前ちょっとあったのを思い出しました。

9月1日は防災の日、何とか無事に過ぎました。今から水稲など農作物の収穫時期となります。台風シーズンに入りますが、災害発生のないことを祈っております。また、8月11日から県内に降り続いた雨により、本町においても玖珠川沿いの家屋の一部が崩壊、農地畦畔の崩落、水田冠水など被害が出ました。この秋雨前線による農地被害などの復旧に、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。これをもちまして質問を終わります。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君の質問を終わります。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） こんにちは。議席番号11番秦 時雄でございます。

通告に従いまして、順次3点にわたって質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染防止対策についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大で自宅療養者が大変急増している状況下におきまして、現場の実情は極めて深刻であり、先般、政府が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象地域を拡大いたしました。感染状況は災害級と言っても過言ではないと言われております。感染者の急激な増加状況から、自宅療養を余儀なくされている方が大変に多く、容体が急変しても速やかに入院できないところまで医療が行き届かない状況にあり、助けられる命が助けられない、このようなことがあってはならないことでございます。今年の8月には、コロナウイルスに感染した妊婦が入院の受入先が見つからず、自宅で早産し、男の赤ちゃんが死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。これらの状況から

して、我が町、この日田広域圏における医療体制は大丈夫なのか、また、感染力の強いデルタ株の猛威が全国的に広がる中、10代、20代、30代という若い世代の感染が拡大してきております。そのような状況下におきまして、6項目にわたって一般質問をさせていただきます。

1番目のワクチンの接種状況でございます。

その前に、私も2回目の接種を7月の初めに受けることができました。このコロナワクチン接種事業に奔走されている医療関係者、従事者の方々、また、これに携わります多くの町職員の各位につきましては、感染防止のために御尽力をいただいているということに対して、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さて、このワクチンの接種状況でございますけれども、今、玖珠町はどういう状況にあるのかというところをお伝えください。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

8月20日開催の臨時会で接種状況を報告いたしましたのですが、その後も接種が進みましたので、重複する分もございしますが、報告を申し上げます。

なお、本日も午後からメルサンホールにおいて、本課職員や他課からの業務支援職員、玖珠郡医師会と合計38人体制で集団接種を実施いたします。

まず、高齢者への接種は、希望される方の接種が7月末で終了し、60歳から64歳の方と基礎疾患のある方は8月5日から、16歳以上の方が8月7日から、12歳以上の方は8月21日から接種ができるようにして、12歳以上の全ての世代の希望される方への接種を行っています。

国が管理するVRS、ワクチン接種記録システムの数値によりますが、9月7日現在、大分県では61万9,423人、54.3%、分母は本年1月1日現在の人口となりますが、第1回目の接種を終了し、51万2,374人、44.9%が2回目接種を終了しています。

玖珠町では、第1回目接種者が8,975人、59.9%、第2回目接種者が7,816人、52.2%となっております。医療従事者等として、大分県内で別途7万3,914人接種していますが、今報告したVRSの数値には計上されていませんので、本町の接種者数は別途700人程度が加算され、約9,700人の方々が1回以上の接種を終えていることとなります。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 11番 秦 時雄です。

9,700人の方が第1接種が終えられているということでありまして。一番私たちが非常に危惧しておりますのが、まず初めに、コロナ感染が陽性と判断された場合、この日田広域圏は、都会では自宅待機というもう大変な状況になっておりますけれども、玖珠町の場合はどういう方向で、そういった県が指定した場所に、そこに一応入院されるのか、そこら辺を詳しくちょっと知りたいので、そのことについてお伝えください。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 昨日、県内の病床使用率はステージ3の基準に下がりました。

一昨日まではステージ4の状態でしたが、抗体カクテル療法の活用や、病床と宿泊療養施設の効果的、効率的な連携により、医療体制への負担軽減を図る取組を行ってきました。

全国的な問題となっている自宅療養者や救急搬送の課題につきましては、大分県内では、受入れ病床の確保と新たな宿泊療養施設の開設により、自宅療養を必要最小限にとどめています。

日田玖珠の第二次医療圏域において、5月の感染期では病床確保は充分であり、宿泊療養は発生しませんでした。今回の感染期では、病床を減らした関係もありましたが、満床に近い状況となりました。

大分県知事が記者会見で表明しましたように、日田玖珠地域でも宿泊療養施設の早期開設を目指していましたが、本日、日田市に35室の宿泊療養施設が開設されました。また、コロナ感染症患者の病床も、今回の感染増加を受け、既に10床前後を増やしており、今後も10床程度増える見込みとなっています。

日田玖珠管内で患者が発生した場合、基本的には全員が入院できる見込みですが、患者数が増加し入院できない場合、日田市内での宿泊療養施設での療養ということになるかと思えます。また、本人の希望により自宅療養を行ったケースもございました。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今、ちょっと前後いたしますけれども、接種状況の中で、例えば高齢者とか、障害者の方、そういう方たちが、家から出て来られない方に対しては、医療従事者が直接往診を行い、その接種、そこまで行っているのかどうかをお知らせください。

もう一つちょっとありますけれども、先日、玖珠町ではないんですけども、精神疾患のある方が自宅で接種をお願いしたということで、先生が接種に来てくださった。その中で、その費用というのも、ワクチン接種は無料なんですけれども、その往診する実際の費用がかかったそうでございますけれども、玖珠町ではそういった、医者がどうしても自宅に来ていただけないと難しい、そういう御希望がある方に対しては、そういう接種事業を行っているのかということをお聞きします。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 障害の方であったり、要介護の方等で医療機関や集団接種会場に出向くことが難しく、接種ができないということはお聞きをしております。往診についてでございますが、今までも御説明しましたように、1バイアル当たり6人取れます。6人のバイアルが6時間しかもちません。そうなったときに、また接種をした場合に15分から30分間、ドクターが待機をするということであり、非常に厳しいということはお聞きをしております。できないかというお話も医師会とはしておるんですが、基本的には、集団免疫、住民さんの7割以上の集団免疫のほうをまず優先し、その後、個別接種等で対応できないかというふうなことに、まだちょっと医師会とは正式な協議

はできておりませんが、そういうお話、医師会とお話をする中ではしております。

ただ、回ることも可能ではないけれどもという話も聞いておりますが、先ほどの往診料の話です。往診料につきましては、コロナワクチンの場合は、往診料は請求することができません。別の病気で往診した場合は診療が取れるそうなんです、ワクチンだけでは取れないということで、そこ辺の問題もクリアしなければならないということ。それから、基本的にはワクチンは輸送に向かないということでございますので、その管理をどのようにやるか、ワクチンの効果がどのようにあるかということも、医師会としても非常に不安ということもありまして、まだ具体的に往診についての話は進んでおりません。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 多分、町内でもそういう方がおられると思います。そういう方に対して、また町の対応もこれから考えていただくと大変ありがたいのではないかと思いますので、よろしく願います。

次に、2番目の、前後してしまいましたけれども、現場の医療体制は確保できているかということでありまして、再度、従来の、例えば小学校の子供さんが感染した場合は、例えば家族の方とか、そういうことも大変な状況になると思うんですけれども、どういう体制を取られておるのですか。子供さんは小さければ、一人で、例えば感染された場合、非常に入院されることは難しいように聞きます。それとともに、家族の中で感染者が出たということは、家族ごとに、そういった医療、その体制の機関の中に入所というか、入られるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 10代の患者さんの発生ということでございますが、基本的には保健所事項でございまして、こちらには何ら情報はございませんので、この場できちっとした回答ということにはならないかと思いますが、漏れ聞き及ぶところでは、保護者と一緒に宿泊をしたりとか、あと、どうしても特性のある子供さん等で、在宅で自宅療養をしたというふうにお聞きしておりますが、それ以上の詳しいことについては、こちらとしても把握をしておりません。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） そういう子供さんとか、御両親の方、御家族の方が感染された場合は、当然、その家族全員にはワクチンの接種を行うようになっているのですか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 患者さんに接種を行うかということでございますが、同居家族の方、ワクチンの接種はあくまで任意でございまして、そういう指導はしておりません。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 発生していないということでございますけれども、今、危惧されているのが10代とか年齢が下がった感染者が多く見られるということでございますので、今後、家族の方が、子

供さんでも感染したら、当然家族の方に対しても早い時期に接種が行われるような、そういう体制が必要かと私は思っていますけれども、今後の問題なのかちょっと分かりませんが、そこら辺の答弁をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 今、接種につきましては、先ほども回答いたしましたように、12歳以上の方、希望する方全て接種を受けることができます。

また、感染された患者の接種を勧めるということはいきませんということ、度々、これは任意でございまして、こちらから接種勧奨するということはいきませんということ、度々これまで回答させていただいておりますということで、接種勧奨はいたしません。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。指名の後に発言をお願いします。

○11番（秦 時雄君） はい、分かりました。気をつけます。

当然、その御家族のお一人一人が接種を希望される、それは前提の下でありますので、そういう前提の下で質問をさせていただきました。

そして、次に、3番目にまいります。

この3番目は、出産を控えた妊婦がコロナウイルスに感染した場合の対応について伺うということでございます。

先ほど申しましたように、この8月、コロナ感染をした妊婦が入院の受入先が見つからず、自宅でお産し、赤ちゃんが死亡するという痛ましい事故が発生をいたしました。ということで、町内で出産される方が1年間に100人切るかも、その前後に出産があると思うんですけども、そういった、もしコロナウイルス感染した妊婦については、その病床は大丈夫なのか、確保されているのか、そこら辺が大変心配になるわけでございますから、そのことについてお答え願いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） 大分県内では、救急時、医療機関にコロナ感染症患者や疑い患者の搬送が速やかにできる体制が整えられていまして、妊婦の感染者に対しても、産科医療機関が受け入れ体制を整備しており、既に多くの受け入れ実績があるということでございます。

これまでの知見により、妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の妊娠していない女性と変わりません。新型コロナウイルスに感染した妊婦から胎児への感染はまれだと考えられています。ただし、妊娠後期に感染すると早産率が高まり、患者本人も一部は重症化することが分かってきました。妊婦の方については、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合でも、念のため重症化しやすい方と同様に、かかりつけの産婦人科の先生もしくは保健所へ連絡するよう国は勧めています。

現在、玖珠町では、集団接種で12歳以上の方の新型コロナワクチン接種を進めていますが、妊娠中、授乳中の方でもワクチン接種はできます。日本で承認されているワクチンが、妊娠、胎児、母乳、生

殖器に悪影響を与えるという報告もございません。妊娠中の時期を問わずワクチン接種を進めていますので、接種により重症化を防ぐことにつながるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 分かりました。

出産を控えた妊婦がコロナウイルスに感染した場合ということでございますので、産婦人科関係で、一般の医療機関と違って少ないわけでございますので、今後増えた場合、対応ができるのかという、非常に危惧をするわけでございますので、そこら辺についてお聞きをしました。今、きちっと対応できているということで伺いましたので、次の質問を行います。

救援・支援の手が公平になるように、現場の選別的な状況にならないような体制についてでございます。

これ今、大変危惧されている、コロナの感染者が増えるにつれて、コロナ患者以外で緊急入院、緊急手術などの患者が、このコロナ禍にあって安心して入院できる体制が必要であります。命の選択が行われる状況にならない、そういった体制が必要であるかと思えます。ここら辺の、例えばがん患者の方、緊急手術が必要な、そうした医療体制について大丈夫なのかということについて質問をいたします。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

まず初めに、患者さんの救急搬送についてでございますが、コロナ感染症患者や疑い患者と、そうでない患者との搬送時の取扱いに相違はございません。コロナ禍の現在、消防署も救急車の感染対策のレベルを通常時より高めて対応しております。コロナ感染症患者の輸送が発生した場合は、保健所の指示に基づき、医療機関へ搬送を行います。また、感染が疑われるような症状がある場合は、地域のかかりつけ医や発熱外来のある医療機関、大分県が設けている相談電話、または保健所に連絡して受診を行うこととなります。抗原検査、PCR検査を行い、陽性となった場合は、保健所の指導により入院または宿泊療養施設での療養を行うこととなります。

また、病院については動線を分けていますので、現場等で混在する状態にはならないと考えられます。

また、先ほどのがんの話ですが、病床そのものが独立して、別々に感染症とそれぞれをしておりますので、どちらかが優先ということはないというふうにお聞きしております。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 分かりました。きちっとそういった体制が整っているということで。

それと5番目、全国的な子どもの感染増加状況に対する対応についてでございます。

感染力の強いデルタ株の猛威が非常に全国的にも広がっております。その中で、やはり若い世代の感染が拡大しておりますけれども、今後、子供の感染が出た場合などの教育現場の対応等についてお

聞きしたいと思います。

昨年もございましたけれども、小学校児童生徒でコロナウイルス感染が大変増加したということで、各学校を休校にしたり、いろいろな措置を取られましたけれども、今後、そういった小・中学校の中でそういった子供さんの感染が出た場合は、今後、どのような措置を取っていくのか。今の状況、それを伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） 今後、感染者が小・中学校で児童生徒に出た場合ということでよろしいでしょうか。

8月末に文科省のほうから、その対応についての文書が来ておまして、まず、出た場合、その状況把握をするために全体を休校をして、保健所の指導に従いまして、全体把握及びその学校の全体の業者を使つての消毒を行います。全体把握ができましたら、その感染状況によりまして、学級の休校、または学年の休校、または学校全体の休校というところで対応していくというふうにしております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 感染が発生した場合に、そういった、今、課長さんが言われたような対策をきちっとやって、当然ですけども、しっかりとやっていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

この学力調査が発表されましたけれども、昨日の河野議員からの質問の中にもございましたし、影響はなかったということで、再質問でございますけれども、それについて答弁を伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） 今年度4月に大分県の学力定着状況調査、また、5月に全国の学力状況調査がございました。その結果が来ましたが、昨年度、コロナによる休校等ございましたが、結果を見ましても、例年と変わりなくというところがありましたので、影響のほうは出ていないと、また、各学校の取組の成果が出ているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 感染が広がらない対策、出た場合の対策、十分に当然行っていることだと思いますけれども、今後、よろしく願いを申し上げたいと思います。

続きまして、6番目の中学、高校生の接種について伺います。12歳から16歳の接種、現在、接種券を発送して、先ほどの課長のお話によると、もう接種が進んでいるということでありましたですね。

そこら辺と、もう一つは、この接種後の発熱、若い若年層ほど多いということ、そして、20歳では2回目の接種で、その半数以上の方が発熱とかそういう状況があるということでございますので、これは小児学会の調査による結果を踏まえまして、子供の接種は、学校が休みとなる前日に接種を行うことなどの配慮も必要としておりますけれども、この辺のことは、町も当然そういうふうな形で接種

を行われているのかどうか、配慮して行っているのかどうかを答弁ください。

○議長（大野元秀君） 横山子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

12歳から15歳の方の接種につきましては、先ほど回答いたしましたように、8月21日から12歳以上の方の接種を始めました。高校生については、7月31と8月21日に高校3年生の優先接種を行い、そのほかの生徒については8月7日から開始をしております。

また、副反応等ということでございますが、文科省のほうも通知を出しております、出た場合は休みを取ってもいいよというような、ちょっと詳しいあれはあれですが、出ておりますが、基本的には、うちは土曜日を設けておまして、土曜日に接種をしたらどうですかということでお勧めをしております。

それから、すみません。先ほどの質問でちょっと言い忘れておりましたが、濃厚接触者への接種勧奨ということでございましたが、基本的には行わないということをお答えしたんですが、そもそも大前提といたしまして、誰が濃厚接触者ということは、私ども一切情報を持っておりませんので、行うすべもないということをつけ加えさせていただきます。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 分かりました。これで、新型コロナウイルス感染対策についての質問を終わります。

続きまして、玖珠町消防団の処遇についてでございます。

この玖珠町消防団の処遇改善等につきまして、私は平成26年9月議会におきまして、玖珠町消防団処遇改善等の一般質問をいたしました。それで、前年度の12月、この消防団を中核にした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法が平成25年12月13日に施行されました。その中で、消防団の処遇改善について、国は団員の年額報酬を3万6,500円、1回の出動手当を7,000円と規定されました。また装備、訓練の充実に向けた予算が確立されました。

あれから8年を経過して、処遇改善も実施されました。当初の団員の報酬でありました1万7,000円が2万円になりました。班長さんが1万9,000円が2万3,000円、分団長さんが4万7,000円から5万5,000円に引き上げられました。団員の出動手当は全てが、私が平成15年に議員にならせていただきましたけれども、当時の金額のまま、そのほかの報酬並びに出動手当はそのままの状態でございます。

そこで、質問を申し上げます。消防団の処遇改善についてであります。

消防庁長官の通知でございます。令和3年4月13日、消防団員の報酬等の基準の策定について。

ここで、まず、私はお礼を言いたいです。それは、玖珠町消防団は日々のたゆまぬ厳しい訓練を行い、いざ災害が発生すれば自らの危険も顧みずに、消防活動のみならず、地震や風水害、大規模災害等時の救助活動、避難誘導など様々な場面で活躍をされ、地域防災力の要として、町民の生命と財産を守っておられ、心から敬意と御礼を申し上げます。この前提から質問をしたいと思っております。

(1)の消防団の現状について伺います。団員の実態把握、団員数、女性団員、年齢、出動報告のない団員さん、また、活動していない団員等について伺います。出動報告のない団員さん、これにつきましては、当然、消防団に加入したけれども、自分の仕事、また、家庭状況によって出動できなかった団員もおられることだと思います。

(1)について質問をいたします。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） お答えいたします。

玖珠町消防団は、4方面隊30部で組織されており、令和3年4月現在、団員数392名、うち女性団員4名で、団員の平均年齢は45.3歳で、令和元年度消防白書によりますと全国平均は41.6歳となっています。毎年、消防団員の平均年齢は上昇しています。

地域住民の生命や財産を守るため、火災発生時の消火活動はもちろんのこと、風水害や地震等の大規模災害時における災害防御活動などを行っています。

団員の出動、活動状況は、各団ごとに責任持って管理していますが、本年度より、消防団活動における団員の出動活動状況等を記載した活動報告書の提出をお願いしているところでございます。各消防団から提出された報告書の内容を確認し、各部の団員の状況把握を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 状況につきましては、分かりました。

今度は、この2番目の出動手当、年額報酬の処遇改善ということでございます。

これは本年、総務省の消防庁、4月13日、消火活動や災害救助に従事した消防団に支払う手当について、消防庁長官の通知、今年の4月13日、通知が各市町村に発せられたと思います。消防庁長官の通知の中におきましては、消防団員の報酬等の基準の策定について、そして、主な内容、通知のポイント及び本旨は別紙のとおりで、それも私も読みさせていただきましたけれども、以下の主な内容とする。非常勤消防団の報酬の基準を定めたこと。年額報酬は、団員階級の者は3万6,500円を標準とすること。出動報酬は、災害時は1日当たり8,000円を標準とすること。報酬等の団員本人への直接支給を徹底すること。もう一つは、団員個人に対して直接支給すべき経費、報酬等々、団、分団の運営に必要な経費、それは適切に区別し、市町村において適切に予算措置をすべきである。そして、もう一つ、3つ目は、各市町村において、消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については令和4年3月末日までに改正し、同4月1日から施行をするということでございます。

この通知につきまして、2番目、その出動手当、年額報酬の処遇改善について何うということでございます。

まず、支給方法。今、玖珠町消防団の報酬、そして出動手当、これはどういうふうな方法によって行われているのか。直接なのか、そのほかの支給方法をやられているのかをお尋ねいたします。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 現在、副隊長以上の幹部、指導員、女性消防団員は、報酬、手当を直接支給しています。

一方で、部長以下の消防団員については、報酬、手当、いずれも部の口座へ振込を行っていきまして、年度当初に提出された委任状を根拠に、口座へ振込を行っていきまして。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この消防庁長官の通知の中にありますように、報酬等の団員本人への直接支給を徹底ということでございます。今後、この通知を受けまして、玖珠町消防団に対して、どのような方針なのか。直接支給をするのか、今までどおりに行うのか、そこら辺を答弁を願いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 支給方法につきましては、消防庁の通知のとおり、やはり個人に支給するのが望ましいと思われまますので、その件に関しましても現在協議を進めているところでございます。また、消防団にも、その旨を協議の折に説明をしているところでございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それでは、出勤手当についても同じでしょうか。直接団員さんに口座を通じて支払うのかどうか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 手当についても同様でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 支払い方法については、消防庁長官の通知のとおり、そういうふうな支払いを行うということでございます。

2番目の消防団や分団の運営に必要な経費、装備や被服に係る経費や維持管理は、町が予算措置しているのかということでございます。

様々な消防団に必要な経費、服とか制服とか、いろんな手袋とか、そういった様々なことの維持、必要な経費というのは、これはちゃんと町が予算措置して、それを行っているのか。予算措置をしているのかどうかを伺いたしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 消防団に必要な経費として、消防用資機材や活動服、消防詰所の電気代や水道代など維持管理に必要な経費は、幹部役員の要望を参考にしながら予算措置を行い、町が支払いを行っております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それでは、支給方法はそれでよく分かりました。経費も予算措置して行っている。

3番目の消防庁長官通知についてどのように受け止めるのか。ということは、先ほど申しましたように、消防団の報酬、これに対して今後検討をされるのか、もう検討されているのかということは、先ほど申しましたように、消防団の報酬については、年報酬は3万6,500円、そして出動については8,000円ということが、消防団には総務省消防庁から出されておりますけれども、これについてどのようなお考えなのかということでございます。地方交付税の算定でどのくらいになるのか、私にはちょっと分かりませんが、そこら辺を踏まえて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 消防庁長官通達は、消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すという、これまで以上の危機感の下、講ずべき対策として、消防団員の処遇改善に向け、今後必要な措置をまとめたものと理解しております。

内容といたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、年額報酬及び出動報酬の改善、報酬等の団員個人の直接支給の徹底、消防団運営費の適切な計上などであります。

本町といたしましても、消防団員数は年々減少していること、災害の多発化、激甚化に伴い、消防団が担う役割は一層重要であることは十分認識しております。消防庁長官通達を基に、消防団員の処遇改善に向けて、県内市町村の動向に注視しつつ取り組んでまいっております。現在、報酬等の協議は九重町と一緒に、今、協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 玖珠町の消防団員の1年間の報酬は2万円ということでございます。これは消防庁が調べた年額報酬の平均値ということで、町村が2万8,688円ということでございます。これは団体規模別でございますけれども、こういうふうになっております。

このことに対して、町長、この消防団の報酬について、今後、消防庁からの通達を見てどのように考えておられますか、報酬については、先ほど、九重町と、この報酬についても考えということでございますけれども、この報酬について、その処遇改善を行うべきであるけれども、町長としての御見解を伺いたいんであります。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答え申し上げます。

消防団員の方々が常日頃から御尽力いただいて、町民の皆さんの命、財産、安心・安全を保っていただいていることは、大変感謝を申し上げたいと思います。その中で、消防団離れをしているという傾向で、消防庁からそういう通達が出されたところでございます。

標準額等から見ますと、県の平均の中でも、玖珠、九重町両町については、県平均よりも低いとい

ような報酬額でございますので、消防庁の通知を尊重いたしまして、標準額になるべく沿った形で予算化をしていこうという執行部の考え方を持っております。

ただ、各消防団で長い歴史の中で、個人別の支払い方法等がいかがなものかという賛否がございます。身を挺して火の中に飛び込んだりするような消防団の方々でございますので、団結力であり、チームワークというのが非常に大事になって、これまで寝食等を共にしながらお互いの意思確認をしていたような歴史の中がございますので、標準額に近い、そして、いろんな環境改善をするという町の姿勢を示させた上で、各団とも今後協議をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） よろしく願いをいたしたいと思っております。

続きまして、消防団の協力金について伺います。

消防団は、消火活動のみならず、地震、風水害など大規模災害時の救助など非常に重要な役割を果たしております。そして、消防団は消防組織法第9条に基づいた市町村の行政機関であります。そして消防団に要する費用は、消防組織法第8条、市町村が負担しなければならないと定められております。それで、消防団の運営に要する経費についてでございます。

各私たちの地域も、消防団維持費として年額1,500円、1世帯当たり徴収をしております。一般私たちの考えからすれば、考えです、見方。この協力金、維持費、いろんなことに使われると思うんですけども、私自身は、消防団員に対しては、地域活動に従事されておる、そして大変お世話になっている、そういう御礼の気持ちを持って、玖珠町の皆さん方は、全部かは分かりませんが、お礼をもってそれを出している、そういう状況でございますけれども、先ほど申しましたように、消防団は、消防組織法の第9条に基づいて市町村の行政機関であり、消防団に要する費用は、消防組織法8条で市町村が負担しなければならないと定めているということでございます。

この消防団の協力金について、執行部は、担当課、町長でも結構です、どういうふうに考えられておるのか伺いたいと思っております。私は、この協定金については、うちの自治区は1,500円でございます。ほかの自治区はまた金額が違いうように伺っておりますので、そこら辺も踏まえて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 消防団の協力金についてでございますが、町としては、各部の状況は把握しておりません。地元消防団と地元自治区で慣習や協議を行って、実施しているものではないかと推測されます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） これは、ほかの地域では裁判で要請を示したという、こういう事例もあります、寄附金としてですね。こういうこともございますので、本当に消防団の方々、自分の仕事をもち

ながら、災害、または火事の際はもう一番に出動して、皆さんの財産を守る、生命を守る大変重要な仕事をされておるんです。もうそこら辺は、私たち自身は、隊員さんに対して、先ほど申しましたように、大変お世話になっているというお気持ちを持っておられる町民の方がたくさんおられるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺、この協力金については、もう一度法的な立場からきちっとしたほうがいいんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 先ほども申しましたとおり、協力金についての規定等は現在ありません。それをどうしなさいという規定もありませんので、現在のところは、協力金については、町としては干渉する予定はございません。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 執行部の方はそういうふうに言われます。協力金については、裁判の中で争うというか、それははっきりしてもらいたいという、そういう結果も出ておりますので、やっぱりこれはひとつきちっと整備をされたほうがいいんじゃないかと、私は思っております。

次にまいります。

消防団員数の確保、社会的状況の変化に伴う消防団の在り方等についての取組が必要であると考えます。町の考えを伺うということです。

時間がなくなりましたけれども、今後、取組、どういう、消防団、減ってきております。これに対していろんな取組が必要でございますけれども、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 瀧石基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼政策法務課長（瀧石裕一君） 消防団員は年々減少を続けていますので、町報、ホームページ等を活用し、募集を行っています。また、消防団独自でも積極的な入団の働きかけを行っていただいておりますが、十分な確保には至っておらず、地域に若年層が少なく人材確保が困難といった声もあります。

また、消防団活動で仕事への影響を懸念する方、家族やプライベートを優先する方など、価値観の変化も影響しているようで、玖珠町としても、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、消防団の加入につながるよう、アピールの在り方を含め見直しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。残り時間5分です。

○11番（秦 時雄君） ぜひともまた、非常に高齢化、年齢も全国的には高くなっていく、消防団の数が減ってきている。そういう中でやっぱり重要な組織でありますので、今、私がずっと質問をいたしましたけれども、報酬の件とか、それらを本当に審議して、いい方向が出るように、私も期待をしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

あと4分ありますけれども、通学路の安全対策についてでございますけれども、これは、先ほどの松本議員、また、昨日の細井議員からいろいろな質問ございました。

それで、私が今一番危惧しているのが、幹線道路から裏道へ出る道、私が朝早く散歩をするときにダンプが、昨日の細井議員のときに出ましたけれども、Aコープの裏側の信号が、国道に出るとき、信号赤のとき、早く行こうと思って、すぐ左のAコープの裏を通過して、びゃーと物すごいスピードでダンプが通るんです、ダンプが。だから、私が偶然そのときに居合わせたかもしれませんけれども、そういったことが、今後はやっぱり大事故にならないような措置も必要だし、大型車進入禁止等のそういった措置も必要ではないかと私は思っておりますけれども、そこら辺を踏まえまして、よく皆さん方、検証をしていただいて、事故があったらもう取り返しがつきませんので、よく考えていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺のことは、これは学校の通学路に対して何かありましようか。

○議長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） そういった危険箇所と申しますか、道路が問題というよりも、通る車両の問題とか、車両の規制スピードの問題というようなところもございますので、警察等に、一斉点検の際にそういった規制ができないかというような申入れはしておるところでございますので、今後もそういった対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） もうちょっとありますので、もうちょっと一言お願いします。

私は、もう10年以上前、地元の人々の要望で、危ないから、水路があって、それは道路をまたいで、町道、暗渠になっています。そこでポールを立てていただいたんですけども、そのポールがもう倒れてそのままなっているんです。だから、こういうところを見逃しておられるのかなど。危ないんですこれは。ポールを立てていただいたけれども、ポールでなくて、何かフェンスか何かやってもらいたかったんですよ、地元の方々、危ないから。結構、水量が今の時期は多いから、落ち込んだら暗渠の中、入ってしまうんですよ。そういうところもありますので、よくよくやっぱり通学路の検証はやっていただきたいなと思っております。

それと、もう一つは、町道に関する転落防止であります。

建設水道課にしたら、町道からの高さが何メートル以下でないと、なかなか防止柵が立てられないと。私も要望をしたんですけども、無理と言われました。そこは、ちょっとカーブで落ちたら側溝がありますので、頭でも落ちたらもう大変なけがになるんですよ。そういうところも、やはり条例、規則に沿ったものではなくても、見た感じで危ないところは危ないということで、やっぱりそれを検討していただきたいなと思っております。もう時間となりました。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午前11時53分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（大野元秀君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 議席番号1番横山弘康です。

新型コロナウイルスの感染拡大が、これまでにないスピードで全国的に発生をしています。当町においても、これまで41名の方がコロナウイルスに感染をし、コロナウイルス感染拡大防止対策が大きな町政課題となる中、高齢者に加え、12歳以上の新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種が始まっています。これらに献身的に対応していただいています医療関係者の皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

また、8月11日から日本列島を東西に延びる前線の停滞により豪雨災害が全国各所で発生をし、貴い命が奪われ、大切な財産や公共インフラが被害を受けています。昨年の災害復旧途上である当町においても、新たに多くの災害が報告をされています。

このような中、町長はじめ町職員の皆様には、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染防止対策、災害復旧対応などに献身的に御尽力をされていることに感謝を申し上げます。災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染拡大の収束により、一日も早く以前のような平穏な日常生活が戻ってくることを願わずにはおられません。

さて、これまで議会の各定例会において、町の施策の状況や方針などについて報告、説明を求めるとともに、質問を通じて町政への提案を行ってききましたが、一般質問後、施策方針の見直しや提案に対して、町として積極的に取組をしていただいているものが多くあります。しかし、反面、質問や提案に対して、今後検討します、今後実行に向けて努力しますなどの回答をいただいたものの、その後どのように対応したのか、どのように対応しようとしているのかなどが不明なままのものがあります。そこで、今回の質問では、過去の一般質問後、執行部がどう対応しているのか、また、その経緯を確認するとともに、新たな視点に立って質問、提案を行っていきたいと思います。

それでは、最初に、鳥獣被害防止対策について質問をいたします。

このことについては、令和2年9月定例会で、小動物などの害獣から農作物を守る対策を伺ってから1年が経過をしましたが、この間、執行部としてどのような対策を取り、どのような効果が得られているのかを伺います。まず、担当課長に、直近3か年の鳥獣による被害の状況を伺います。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをします。

イノシシ、鹿、小動物等による被害状況を、捕獲頭数と被害額の数値を年度比較により御回答したいというふうに思います。

まず、イノシシですが、平成30年度は879頭で被害額は約222万円でございます。令和元年度は896頭で約276万円、令和2年度は992頭で約249万円となっております。

次に、鹿についてでございますが、平成30年度は2,274頭で被害額が約431万円、令和元年度は

2,249頭で約430万円、令和2年度は2,683頭で約411万円となっております。

次に、小動物関係でございます。

まず、タヌキが、平成30年度は88頭で被害額は約41万円、令和元年度が95頭で約45万円、令和2年度は125頭で約40万円。

次に、アナグマが、平成30年度は57頭で被害額は約47万円、令和元年度は86頭で約47万円、令和2年度は139頭で約47万円。

次に、アライグマが、平成30年度は26頭で被害額は約8万円、令和元年度は48頭で約9万円、令和2年度は71頭で約8万円となっております。

それと、あと鳥類がございます。主にカラス等になりますが、平成30年度は13羽、令和元年度は9羽、令和2年度は1羽となっております。

なお、猿についての被害もございますけれども、捕獲実績は現在のところないということでございます。

以上のことから考えられますことは、年々捕獲頭数の増大が図られておまして、僅かではございますけれども、費用額については減少傾向が見られている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 分かりました。

全体的に害獣捕獲数が年ごとに増えているようですが、小動物、とりわけアライグマの捕獲頭数が拡大していることが分かりました。

アライグマの被害額が少ないのは、これは推測ですが、家庭菜園などでの被害が報告されていないのではと思われまます。今のままの増殖を繰り返せば、近い将来、大きな被害要因となることが危惧されます。アライグマについては、昨年9月の定例会で、アライグマなどの雑食性の小動物からの被害防止対策として、畑には廃果物を極力残さない。農地に生ごみなどを捨てない。動物の死骸を野山に捨てないことなど、町として啓発していくことが大切ではないかと提案しましたが、その後、これらについて具体的な啓発、あるいは対策が講じられてきたのかをお伺いします。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

昨年9月議会におきまして、小動物による害獣から農作物を守る対策についての御質問と御提案をいただきました。

鳥獣被害を軽減させるためには、まず、やぶをなくすなど、集落周辺の環境を適切に管理することで、農地や人家周辺に野生鳥獣を寄せつけないことが重要だという考えが基本とされております。このため、日頃から住民の方々には、害獣の餌となる植物残渣を山林や田畑へ投棄しないこと。収穫しない野菜や果樹などの誘引物の対処は適切に行うこと。また、鳥獣防護柵の適正な管理についてなど、各自で可能な対策を講じていただけるよう、広報を通じて啓発をしたところでございます。

なお、この啓発については、今後も適時に続けていきたいというふうに考えております。

次に、小動物を効率的に捕獲するためには、小型箱わなが効果的と考えておりますけれども、昨年度までに97基を購入いたしておりましたが、昨今、小動物の被害が増大をしている状況を鑑みて、令和2年度については20基を追加購入をいたしまして、対策を強化しているところでございます。

また、議員が言われておりますように、個体数が増加しているアライグマによる被害が増加傾向にありますので、同じくアライグマ用の箱わなを導入して、捕獲体制を強化しておるところでございます。

また、玖珠町鳥獣被害対策実施隊による対策といたしまして、面的な小型わなの設置や見回りの強化を実施しているところでございます。今後も、猟友会などと連携しながら、鳥獣被害対策には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 分かりました。

様々な対応をされていること、特に、広報を通じての残果物を残さないとか、そういうことをされているということでもあります。それからまた、小動物用の箱わななんか、今も増やしているし、今後も増やしていくというようなことで、大変いいことではないかなと思っております。

次に、鳥獣などを捕獲するための支援策の一つとして、町には捕獲補助金がありますが、各鳥獣の捕獲補助金はどのようになっているのかを伺います。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

捕獲補助金につきましては、国、県、町の助成金を財源にしております、まずイノシシ、猟期外については8,000円、猟期内については5,000円。次に鹿が、猟期外については1万円、猟期内については1万1,500円。小動物、タヌキ、アナグマについては2,000円、アライグマについては3,000円、鳥類については1,000円。あと、なお、猿につきましては、玖珠町被害防止計画の捕獲計画で、捕獲をせずに追い払いで対応するというように定めておりますので、現在のところ、捕獲補助金の対象にはしていないところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 分かりました。

小動物の捕獲補助金は、タヌキなどが1匹2,000円、アライグマが3,000円などとなっております、特に、捕獲した動物を処理するのにかかる手間、役場への書類提出などを考えるときに、小動物の2,000円や3,000円、加えて、鹿やイノシシなどの大型動物に限っては、現在、個体を処理する施設がありません。骨や皮など、そういうものについては、ユンボを使って大きな穴を掘り、その中で処理をするというような手間がかかっているのではないかなと思います。そういう意味からすれば、鹿や

イノシシの猟期内の5,000円というのは少ないのではないかなと考えられます。

雑食性で凶暴なアライグマは、捕獲対策が喫緊の課題ではないかと思いますが、そのほかの小動物についても、思うように捕獲されていないのではと危惧をされます。その対策の一つとして、害獣の捕獲補助金について改善することが必要ではないかなと思われるものがあります。そこで、捕獲補助金の改善について、町として現在検討されているのか。また、今後検討される予定があるのかを伺います。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） お答えをいたします。

小動物の捕獲補助金で申し上げますと、先ほども言いましたように、国と町の助成金を財源にしておりまして、現行では、年間を通して1頭2,000円ということであります。

ただ、アライグマに限っては、先ほど言いましたように、1頭今3,000円にしております。これにつきましては、急激なアライグマの増大を抑制するためということで、捕獲の強化に向けて、令和2年度から町単独でさらに1,000円を今上乗せをして、3,000円にしておりますので、ちょっと重要視をしておるところでございます。

当面、イノシシ、鹿、小動物、そういった部分も含めまして、現行水準で対応したいというふうを考えておりますが、今後の小動物も含めまして、また、今、議員が言われております猟友会の方々が大変苦勞しておるといことも私たちは認識をしておりますけれども、それを含めて、また、被害の状況とかにも注意をしながら、近隣自治体と連携をしながら、必要により、県などに捕獲報奨金水準の引上げについて、要請についてはしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 現行水準を維持していきたいということではありますが、その中でも、これから近隣との調整を図りながら改善がされるのではないかなというふうに期待をしておきます。

次に、捕獲補助金のみでなく、現在把握されているように、アライグマなどの捕獲は、先ほど箱わなを増やすということでありましたが、捕獲籠が中心となっておりますが、猟友会の会員の皆様に配備しています捕獲籠の数が本当は少ないんじゃないかなという気がします。そのために、捕獲したくてもできにくい状況があるのではと考えられます。

繁殖数に対して捕獲数が実態に合わないのではないかと考えられます。特にアライグマは、生後10か月から1年で成獣となり、63日の妊娠期間を経て、平均3から4頭の子を出産し、天敵が日本にはいないため繁殖のスピードは速く、現在の捕獲数では増殖を止められずに、農作物への、先ほど言いましたように、被害が拡大することが懸念されます。

また、アライグマが持つ病害虫による人体への影響など、様々な弊害が言われていることも考えるとき、もっと捕獲数を増やすための施策が必要ではないかと考えられます。例えば、集落に単体での捕獲籠の設置から、捕獲籠、またアラホールという捕獲わながありますが——これちょっと高いもの

ですが——の数を増やして、集落や地区単位で面的に複数の捕獲わなを仕掛けることで、捕獲数の改善につながるのではないかと思います。捕獲わなを増やして面的に対応することやその他の対応策として、アライグマなどの増殖を防ぐ方法について、町としてどのような考えを持っているのかを伺います。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

被害を減少させる方法として、鳥獣の個体数調整は最も効果的な方法とされておりますので、町は今、猟友会捕獲班に依頼をいたしまして、小型箱わなを設置していただき、積極的な捕獲に取り組んでいただいております。その結果、猟友会の方々の本当に献身的な御助力をいただきながら、小動物の捕獲頭数は年々増加をしております、一定の効果を出していただいております。日頃の対応について感謝を申し上げたいというふうに思っております。

とりわけアライグマの捕獲体制として、猟友会捕獲班が有害鳥獣駆除として年間を通して捕獲する場合と、先ほど少し申し上げましたが、11月から2月にかけて玖珠町鳥獣被害対策実施隊が捕獲実績のある地域に重点的に小型わな——各地区に10基ずつ今配布して、合計40基ありますが——を設置して捕獲する場合の2通りの体制で、現在、実施しております、効果的な体制となっておりますというふうに考えております。

アライグマ対策は繁殖増大を防ぐことが課題だと承知しておりますので、アライグマのライフサイクルから捕獲効率がよい時期やポイントを見定めて、引き続き捕獲を強化していきたいというふうに考えております。

また、今、議員より御提案をいただいております集落や地区単位による面的な小型わなの設置につきましては、対策の一つの手法としては理解をしておりますけれども、鳥獣被害対策実施隊が進める捕獲実績のある地域のわな設置などに加えて、集落単位での対策として追加になりますので、その対応等、猟友会などと協議、検討をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） できるだけ猟友会の方とも相談をされて、一番いい方法をまた考えていただきたいと思います。

鹿やイノシシからの被害については、町が積極的に実施しておりますワイヤーメッシュ柵の普及に取り組んでいることから、少なくなっておりますし、猟友会の皆さんの努力によって農地での被害は少なくなっているのではないかと思います。

アライグマなどの小動物被害、周辺地での猿などによる被害なども懸念される状況にあり、先ほど猿は追い払いということがありましたが、これも何とかいい方法を考えないと、特に果実類とか、そういうものは大きな被害を受けているところがあります。その中でも、害獣の大きさや種類に合わせて、そのたびごとに柵やわなを設けることは効率的ではないのかなと思われまますので、次のような提

案をしたいと思います。

タヌキなどの小動物から鹿やイノシシなどの大型動物、猿などに一体的に対応できる柵、例えば、これまでのメッシュ柵の網目を小さくしたメッシュ柵の上部に電気柵がつけられるような多重対策の新たな防護柵について、取組ができないかを伺います。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

多重防護柵の設置につきましては、平成29年度に、古後の下河内地区で、鹿、イノシシに加えまして、猿の出没による被害があったことから、鉄線柵の上側に電気柵を設置するなどの多重防護柵の取組を行った経緯は、玖珠町のほうではございます。また、本年度から多重対策の新たな取組といたしまして、アライグマなどの小動物が鉄線柵の上部または下部から侵入することを防ぐ目的として、既設の鉄線柵の上側に電気柵を設置する、またはアニマルネットを設置するなど機能強化を図る事業が、県の事業で実施できるようになりました。この事業は、設置延長が100メートル以上必要で、県と町で合わせまして事業費の3分の2を補助できるため、多重対策として複合柵、電気柵、ネット柵の機能強化として、今後、要望を募っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 本年から、アニマルネットですかね、こういうのを取り入れられるというようなこともありますので、こういった部分では期待をしておきたいと思います。

それでは、もう次の質問に入ります。九州自然歩道の活用についてであります。

以前質問した際にも触れましたが、近年、歩くことの大切さからウオーキングやトレッキングは、今日のコロナ禍にあって、健康志向と自然の中での活動であることから、オートキャンプ、ソロキャンプなどとともに現在人気のレジャーとなっています。中でも、本町の鳥屋自治区から万年山にかけて南北に縦断する九州自然歩道は、日本遺産、耶馬溪遊覧を構成する景勝地と重なる部分も多く、すばらしいウオーキング、トレッキングが楽しめる歩道ではないかと思います。

しかし、県道や国道などの公道部分を除く歩道の大部分は、地域の皆さんによって整備が行われていますが、集落などから離れた歩道は荒廃した部分も多く、また、自然歩道を広く紹介する啓発活動もないことから、昨年3月の定例会で、この九州自然歩道の活用と整備について質問をしたところで

す。

回答では、九州自然歩道についても、町の観光情報を発信、共有、拡散目的で実施しているSNSなどを活用して、九州自然歩道のPR活用として、町観光協会が年数回実施しているトレッキング大会等の実施ができないかなど検討したいとの回答がありました。その後、約1年半の間にSNSなどの情報発信媒体を通じた情報発信やトレッキング団体への働きかけ、そのための検討が具体的にどのように行われてきたのかを伺います。

○議長（大野元秀君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

令和2年3月の定例会で一般質問があり、答弁しましたが、現時点ではSNSなどによる情報発信やトレッキング団体への働きかけはできておりません。

しかし、今年度、利用者の拡大に向けて映像による情報発信を行う予定でございます。玖珠町内の観光動画作成の映像で、九州自然歩道のエリアを含めた箇所撮影は紅葉シーズンに行うこととしております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） これまで具体的な対応はされていないとのことですが、今後、改めて映像などを通じてということで、そのための準備を秋口にはしたいということではありますが、それについては期待をしておきます。

なお、自然歩道の整備については、先ほど言いましたように、県道や国道などの公道を除く歩道の一部では、町の支援による草刈りなどの整備が周辺自治区の皆さんにより行われていますが、抜本的な整備とはならず、集落から離れた歩道にはやぶが茂る歩道が荒廃していたりしているところもあります。また、せっかく集落の人が整備を一生懸命したとしても、啓発がされないことから、そういうふうには活用がされないという残念な状況になっています。

そこで、改めて今後、この九州自然歩道整備と活用についての具体的な計画があるのか。先ほどは啓発はありましたが、具体的な計画があるのか、今後、計画をしようとしているのかを伺います。

○議 長（大野元秀君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 今後の整備活用計画についてお答えいたします。

まず、整備につきましては、前回の質問で、麗谷までの歩道を整備するよう要望をいただいた件につきましては、九州自然歩道の管理者であります大分県へ要望し、急勾配箇所への木製階段の設置が令和2年度に実施されました。階段には手すりもつけられ、当該箇所の通行が大幅に改善されましたが、麗谷へ向かう自然歩道は勾配が急な箇所が多く、職員が何度か現地を歩いて確認したところですが、散歩感覚で一般的な運動靴などで麗谷へ向かうのは注意すべきと報告を受けているところであります。コース整備など、ハード事業が必要な箇所が多く、管理者である大分県と協議を行い、整備してまいりたいと考えております。

また、活用計画につきましては、今年度計画しています観光動画により九州自然歩道をPRしていくとともに、アフターコロナに向けた具体的な活用につきましても、大分県や、先ほど協力いただいている集落の方々など等の意見も聞き、協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 分かりました。よろしくお願ひしたいところであります。

幸いなことに、現在、鳥屋から麗谷、鳥屋から茶屋場跡、屏風岩、内匠の池、猪口山、それから椿

ケ原を經由して森の須山へ抜けるルートは、八幡地区コミュニティ運営協議会や、鳥屋自治区、内匠自治区、町内の有志による麗谷の整備など、多くの方が関わってくれることが見込まれています。現実的には、しているところもあります。町としても、この間の整備に関わってくれる皆さんと積極的に関わりを持つとともに、計画的に整備、情報発信することで、すばらしい歩道となることが期待されますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、住民からの事業等の要望に対して、事業実施の可否を決定した後の対応、要望者への通知について質問をします。

住民の皆さんから事業に対する要望等があった場合に、予算や事業に余裕がある場合には、現地を確認し、速やかに事業の可否を伝えることができます。しかし、それ以外の事業要望については、政策3か年査定や、予算要求後の査定などを経て、議会上程後に住民の皆さんに速やかに、要望された事業が行われるのが行われぬのか、あるいは次年度以降での事業実施が予定されているのかなど、要望した住民の方へ伝えられるべきものではないかと思えます。多くの場合は速やかにそのような対応されているものと思えますが、ともすれば放置されるケースがあり、要望がどうなったのか分からずに、その後の対応に支障を来す場合があると住民の方より寄せられています。このことは、議会において一般質問したことに対しても、こちらがその後どうなっているのかを問わない限り、どのような対応をしているのかの状況が分からないことと同質のものではないかなと思えます。

この改善には、事業の可否決定後、何日以内に事業を要望した住民へ伝えることが事務手順としてマニュアル化され、徹底されることで解決するのではないかと思えます。次に質問します事務改善の中でも取り組むようなことではありますが、このことについて、町としてどのように改善、対応を考えているのかを副町長に伺います。

○議長（大野元秀君） 秋吉副町長。

○副町長（秋吉一徳君） まず、要望等を受けた場合の事務の流れについてでございますが、住民の方々からの要望等は、その内容が地域や団体の総意であることを確認するため、書面での受付を基本とし、要望書等は町長回覧としております。

受付件数は、令和元年度に20件、令和2年度に22件、今年度は現時点で13件で、総務課で受付し、関係課が対応いたします。

回答に当たりましては、まずは必要性や課題の整理などを行いますが、例えば予算を伴う要望であれば町での予算化が必要であり、その他の要望についても関係機関との調整に一定の時間を要するなど、すぐに回答が出ないものも多くあり、その場合は、対応方法や方向性についてお示しすることになります。その後、事業等の可否について決定した際にはその旨をお知らせしていますが、中には、なかなか事業化等のめどが立たず、回答時期が遅れているものもあるかと思えます。

要望の内容によって回答時期にも差がありますが、議員御提案の回答期間を定めることにつきましては、標準の事務処理期間を定め、その期間内で回答が困難な場合は状況を連絡することを明記し、要望書等を提出された住民の方々に町の検討状況が伝わるように努めたいと考えます。

○議 長（大野元秀君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） そうですね、事業が決定した場合とかはすぐ伝えやすいことなんですが、なかなか事業のめどが立たない場合、どうしたらいいんだろうというようなことで、結果的に遅れていくということになるんだろうと思います。そういう場合も、今、副町長が言われたように、その状況をやはり説明して、今はこういう状況になっていますと、もうちょっと時間をいただきたいとか、これについてはもうちょっと関係機関と調整しなきゃいけませんとか、そういう状況が報告されればいいんではないかなと思います。

なぜこのことを質問したかということは、こういう問題が、課題があった場合は、行政に対する信頼が失われることとなりますので、今言われたことをしっかりとさせていただければ、行政に対する住民の信頼を築く上でも、しっかりとした対応が必要だと思ふことからさせていただきました。

次も、副町長にお聞きします。

次に、行財政改革の進捗状況について質問をします。

行財政改革とは、言うまでもなく、まちづくりに必要な財源を確保するための財政の健全化を進めるとともに、町が行う事業などを最も効率よく効果が出るように組織や事務システムなどの仕組みを改善することであると思います。当町では、これまでも何度となく行財政改革が推進されてきたのではないかと思います。行財政改革は一過性のものでなく、常に行政が取り組まなければならない重要課題であると思います。そのため、令和元年10月に策定された玖珠町行財政改革プランにより、行財政改革が具体的に推進されているものと思いますが、具体的な改革、改善状況がいま一つぴんときません。示されていないことから、当町における行財政改革が現在どのように取り組まれ、どのような進捗状況にあるのかを副町長に伺います。

○議 長（大野元秀君） 秋吉副町長。

○副町長（秋吉一徳君） まず、策定の経緯ですが、現行の玖珠町行財政改革プランは、令和元年に作成した中期財政見通しで、このままでは令和7年度には厳しい財政状況になることが見込まれたため、将来にわたっての持続可能な行財政基盤の確立を目的として策定した計画で、玖珠町の現行の第6次総合計画に掲げたまちづくりを実現するためにも必要不可欠な取組です。

プランの実施計画では、3つの基本方針のうち、行財政サービス改革として、行政手続、窓口改革や行政情報の積極的な発信など、財政運営改革として、債権管理の推進や物件費の節減など、組織と意識の改革として、ペーパーレス化の推進やICTを活用した事務効率化などの計35項目と、それらをさらに細分化した72項目の具体的な取組を設定し、令和2年1月から令和8年3月を推進期間として取り組んでいるところです。

昨年12月の議会への進捗状況の報告では、開始から間もない年度途中であることから、担当課の自己点検による評価に基づく状況のみの御説明となりましたが、今回、初めて期間内での通年の決算が行われたことを受けて、財政調整用基金の現在高や経常収支比率などの財政数値の推移や分析については今議会中に御報告し、その他の内容につきましても、行財政改革本部での通年の評価を実施した

上で、年内には御報告させていただきたいと考えています。

これまでの期間に、新型コロナウイルス感染症への対策や令和2年7月豪雨災害からの復旧など、想定外の事態も発生しましたが、状況の変化にしっかり対応しながら、より効果的な取組となるよう、見直しも行いつつ進めていくこととしております。

○議長（大野元秀君） 1番横山弘康君。

○1番（横山弘康君） 今議会中に報告をいただけるということと、また、12月中に進捗状況の詳しい説明があるということで期待をしておきます。

先ほど言いましたように、財政の健全化を示す指標として経常収支比率がありますが、令和2年度決算では若干の努力の跡が見られるのかなど。令和元年度よりも令和2年度は1.6ポイント経常収支比率が下がっていますが、93.7%であり、臨時財政対策債を除いた場合は97.04%と、高い数値を示しています。かつて経常収支比率は80%が健全化の指標と言われていましたが、現在では、投資的経費の財政需要が縮小し、経常経費である社会保障費、給付費など、いわゆる扶助費などが増えたことや、一般財源が地方債に振り替わり、それが後年度に公債費となることで経常収支が引き上げられていると言われております。そのため、90%であることをもって財政が悪化したとは言えないと、片方では言われています。

しかし、それをよしとするのではなく、常に経常経費を構成する各経費を見直し、改善していくことが必要だと思います。このことについては、令和2年度決算監査意見書においても、監査委員の方よりも意見として指摘をされています。執行部一丸となって財政健全化に向けて積極的に改善を図ることを期待します。

財政健全化を図る行財政改革のもう一つは、大きなものは事務改善ではないかなと思います。事務改善について伺います。

職員が働きやすく、住民への接遇が十分にできる事務の仕組み、いわゆる事務改善は、常に組織改編とともに柔軟になされるものだと考えられます。組織改編においては、これまで十分に対応できていたものを、一時的な思いつきから無駄に独立させた組織はないか、無駄な仕事をしていないか、職員配置に偏りがいいかなど、常に超過勤務状況や事務事業の増減を把握しながら、組織改編を柔軟に実施することが必要ではないかと思います。加えて、効率的な事務システム、いわゆる事務改善が常に行われているかを見直し、行ってきたのか、また、行っているのかを副町長に伺います。

○議長（大野元秀君） 秋吉副町長。

○副町長（秋吉一徳君） まず、組織改編に当たっては、基本的には大課制を目指す中で、事業の重点化に対応した簡素で効率的な組織の構築を図っていきますが、議員御指摘の適切な職員配置などのために、超過勤務の状況や事務量の増減についても十分考慮していきたいと考えます。

次に、具体的な事務改善につきましては、多くの職員提案をベースに議論を重ねた上で、例えば、経理契約事務における決裁区分の見直しとして、支出負担行為や契約に関する主管課長の決裁金額を50万円未満から100万円未満に引き上げ、課長の裁量を拡大いたしました。また、他部署の事務サ

ポートを行うことによる職員間の交流や時間外勤務の削減を目的とした玖珠町サポートシステムの運用、デジタルツールを活用したチャットによる職員間の迅速な情報共有、ウェブ会議システムによる関係機関とのオンライン協議なども始めています。

今後とも、組織の不断の見直しや職員の意見も取り入れた事務の効率化を進めることで、住民ニーズに的確に対応する、そして、職員にとって働きやすい組織を目指すとともに、持続可能な行財政基盤の確立につなげていきたいと考えております。

○議 長（大野元秀君） 1 番横山弘康君。

○1 番（横山弘康君） 職員提案を中心として決裁区分の見直し、特に、課長専決事項中の決裁金額を増やしたりとか、そういう部分とかいうのはいろいろされているようにあります。

私、そこで心配なのは、例えばICT化を進める中で、費用対効果とか、じゃ、それによって何かほかの物件費とか人件費とか、いろんなものが減ったかと。その費用対効果を考えないと、また経常経費は増えていくだけになりますから、そういうところも併せて見ながら行くということが必要ではないかなと思います。

行財政改革については、本当は2時間も3時間もかけて質問したいところではありますが、限られた時間の中です。また、本来であれば、人口や産業構造が類似している全国の類似団体との財政状況、財政構造比較、特別職、議員、職員の報酬、給与比較など、また、定員管理からの定数比較、事務事業の内容比較なども含めて質問をすべきところではありますが、昨年からの災害復旧対応、新型コロナウイルス感染防止対応、職員の皆さんには通常とは異なる状況にあることから、これらを含めた詳細な行財政改革については、今後の課題として改めて質問の機会を持ちたいと思います。

いずれにいたしましても、健全な財政、健全な組織、効率で効果的な仕組みの下に、住民ニーズに的確に適正に対応するため行財政改革が積極的に進められることを期待して、私の質問を終わります。

○議 長（大野元秀君） 1 番横山弘康君の質問を終わります。

次の質問者は、5 番松下善法君。

○5 番（松下善法君） 5 番松下です。

昨年から、水害、コロナウイルスと、玖珠町始まって以来と言っても過言ではないぐらいの災害、人災が続いております。被害を受けられた方々にはお見舞いを申し上げます。このような時代でありますので、互いに痛みを理解し合いながら、支え合う玖珠町になることを願うばかりです。

さて、今回も一般質問の機会をいただきましたので、皆さん大変お疲れのところ、恐縮ではございますが、通告に従いまして、一問一答形式にて質問に入らせていただきたいと思います。

初めに、学校給食における食の安全についてです。保護者の方々より、給食についての素朴な疑問や要望などありましたので、質問させていただきます。

私の親世代の学校の昼食。御飯に梅干しの弁当持参、まれに保護者が食材を持ち寄り、昼食を作ってくださったのがうれしかったと聞いております。これが給食の起源ではないかなと思うわけです。その後、学校給食が始まり、みそ汁、煮物、コッペパンに脱脂粉乳、また、鯨肉の料理など、おかず

が提供されたと聞いております。そして、昭和50年頃になると、コッペパンにジャムやマーガリンがついて、シチューや酢豚などの一品物と牛乳が提供されてきたということです。また、この頃から化学調味料やインスタントのだしをやめて、発育によい食材を提供しようと、全国的にも動きが出たと聞いております。その後に、牛乳、主菜、副菜、汁物がそろった完全給食というものが食べられる状況になったようです。

このような給食の歴史を経て、現在の玖珠町の学校給食があると思うのですが、町として子供たちのことを思いながら議論し、現在の形になっていると思うのですが、しかしながら、発育・発達真っ盛りの子供たちに対する町の愛情が少々少ないように感じるわけだと、保護者から御意見をいただきました。管理栄養士の方や給食センターにお勤めの方が悪いと言っているわけではありません。玖珠町として事なかれ主義でやってきた結果が現状ではないのでしょうか。食器などが変わってきたこともありますけれども、私どもの子供の頃、約40年ほど前ですけれども、その頃と比べて食品やメニューがさほど変わっていないように感じます。

そこで、お伺いいたしますが、学校給食、食の安全について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議 長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えをいたします。

学校給食を提供する上での使命という部分では、まず、安心・安全でおいしい給食の提供であるというふうに考えております。とりわけ食の安全につきましては全てに優先するものでございますので、給食センターのほうでは、学校給食法に基づき制定された学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理を行いながら、日々の給食の調理及び配送等を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） 全国的な基準の中でやっておられるというところでございますけれども、次にお伺いしたいのは、食材の選定。玖珠町の学校給食食材購入基準についてお伺いいたします。

野菜、調味料及び香辛料に遺伝子組換え作物を使用していないものだと思うんですが、どういうふうに調べて取捨選択されているのでしょうか、伺います。

○議 長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） 食材という部分で、おかずの材料のほうでよろしいでしょうか。

基本的には、そういったものは使っておりません。それは、基本として町内で採れる野菜等については、もちろんそういった加工はしていない部分でございます。それと、学校給食会等からその他食材を入れておりますが、それについても厳しい検査がなされている部分でございますので、そういった形での食材の不安というのはないというふうに考えております。

○議 長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） 私も結構料理をするんで、買物に行きますが、豆腐や納豆、今の季節であれば麦茶、そういうものは、やはり後ろを見ると、国産じゃないと嫌ですし、遺伝子組換え食品は買わないことにしています。厳しい基準を経てショッピングセンターに並んでいるのかもしれませんが、素直に購入する気になれないのは私だけでしょうか。マスコミから流れてくる情報をどこまでうのみにするのかというのは賛否両論あるかと思いますが、遺伝子組換え作物やゲノム編集食品と聞いて食べる気になりますかということです。さきに申しました発育・発達真っ盛りの子供たちに、それらの食品を食べさせる気になるのでしょうかということです。

先ほどの答弁では、課長は、もう厳しい厳正な基準の中で取捨選択していると。地元の野菜についても、例えばキュウリがあって、そのキュウリは農薬を使っていないとか、ちゃんとそこまで調べてくださっているということだと思えます。

遺伝子組換えの標準ルールで言えば、日本で表示義務があるのは、大豆、トウモロコシ、パレイショ、砂糖、大根、いわゆるてん菜類と呼ばれるもの。そのほかに、牧草ですね、牛などが食べるアルファルファ、また、菜種、綿実などです。日本では遺伝子組換えの作物の作付は禁止されています。しかし、実験室の範囲では、お米などを既に栽培されていて、実際にも出回っている可能性があるとも言われております。

これ以上は、神経質な感じになるのも柄ではありませんし、あえて質問いたしません。しかしながら、お願いです。私も研究をいたしますし、玖珠町として食材購入基準についてはきちんとやってくれているという答弁を信じていますが、町のほうもさらなる高みを目指して、発育・発達真っ盛りの子供たちに、安心・安全で栄養バランスのよいものを提供していただきたい。

さらに言えば、これも神経質になるんですけれども、食器を洗う洗剤。今で言うと、あと消毒剤とか、そういうのもありますけれども、ちょっとぐらい関係ないじゃないかとかいう方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうところについても、ずっとそのまま来ていると思うんですね。ですから、一度見直しをしていただくために質問をさせていただいたところです。ぜひとも見直し、再度の議論をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町立の学校や園に通う子供たちに対しての食物アレルギー対策についてです。

文部科学省では、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、教育委員会等に、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考となるよう、学校給食における食物アレルギー対策の基本的な考え方や留意すべき事項等を示した指針を作成しておりますが、玖珠町として、現在、適切な食物アレルギー対策ができているのかお伺いいたします。

○議 長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えをいたします。

それとちょっと、先ほどの御質問の分で、農薬が入っていないというような解釈ということでした

けれども、全く無農薬ということではない部分もあろうかと思しますので、よろしくお願いたします。

それでは、学校給食を提供する上での食物アレルギーについてのことをお話ししたいと思います。

まず、食物アレルギーを持つ児童生徒に対するアレルギー対策というのは、学校給食を提供する上では不可欠な部分でございます。原因となる食材が混入すると症状が出るおそれがあるなどと学校から届出のあった対象者につきましては、前月の下旬に給食の献立表が出た時点で、学校の養護教諭等担当者から給食センターのほうへ連絡が入りまして、対象者が食べることのないように情報を共有して対応しているところです。

また、一般的に、このような対象者に対して、同じメニューでもアレルギーの原因となる食材を除いた除去食を作るとか、違うメニューで対応食とするというような提供をすることもございますが、そういった原因物質が混入しないようにするためには、全く別の調理ラインで調理する必要があります。ただ、当町の給食センターには、そういった調理スペースを別途確保するようなことができないために、そういった対象者、ニーズがあることは承知をしておりますが、現状では、御飯のときにはふりかけ、パンのときにはジャムを、おかずを提供しない代わりに別途提供しているところでございます。

それと、学校給食によりアレルギー症状が発生した場合の対応についてということで、先ほどお話があったとおり、大分県の地域保健協議会から出された学校・幼稚園等における食物アレルギーマニュアルというものがございまして、それを参考にして、各学校で毎年危機管理マニュアルというものを策定しております。その中で、緊急時の対応や連絡先、役割分担などを詳しく定めているところでございますが、そういう部分で、万が一に備えて職員会議などで確認、徹底のほうも行っておるところでございます。特に、重いアレルギー疾患、いわゆるアナフィラキシーの既往があり、緊急時にはアドレナリン自己注射薬、エピペンを主治医から処方されている児童生徒もおりますので、そういう該当者がいる学校につきましては、その個別の対応についても教職員で共有しながら備えているという状況でございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 文部科学省の定める学校給食における食物アレルギー対応の大原則というものがあります。1つ、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先する。2、食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。3、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインに基づき、医師の診断による学校生活管理指導表の提出を必須とする。4、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応、提供するかしないかを原則とする。5、学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な、過度に複雑な対応を行わない。6、教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援するとあります。

ちなみにですが、隣の九重町では、食物アレルギー対応委員会というのを、学校に入ってくるとき

に開いて、その保護者を呼んで、食物アレルギーを持つ子供の保護者と会議をしているということですが、玖珠町も行っているのかお伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） 当町においては行っておりません。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 行っていないということですので、ぜひとも行っていただきたいわけです。

全国で食物アレルギーのある子供の割合は、年齢とともに減少していき、乳児では5%から10%、幼児では約5%、学童期以降が1.5%から3%と推測されています。あつてはならないことですが、仮に、学校給食でアレルギー事故になれば、担任の教員に過失がある場合、学校を設置した国や地方公共団体が国家賠償法に基づく損害賠償義務を負うこととなりますので、どこの自治体も細心の注意を払っていることと思います。なので、文部科学省からの指針に基づいて食物アレルギー対応している各自治体は問題なく過ごしているのは分かっておりますが、今回私が一番言いたいことは、玖珠町の食物アレルギーのある子供さんに対する代替についてです。

先ほど、課長は答弁の中で、さきにさらっと言っていたんですが、言っていたとおり、町立の小・中学校の食物アレルギーのある子供が給食を食べるときに、献立にその子のアレルゲンを含むものがおかずとして出た場合、もちろん副食は摂取できませんので、現状の対応としても、主食の御飯に副食の代替でふりかけ、さっきおっしゃったですね。パンと例えばカレーであつて、カレーの中にアレルゲンがあつたからカレー食べられませんので、パンと、さっき、ジャムですよね。だから、牛乳と御飯とふりかけ、牛乳とパンとジャムということです。

幾ら先ほどの学校給食における食物アレルギー対応の大原則の中に、学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な複雑な過度の対応を行わないと。そして、学校給食センターの設備等、人員等が整っていないのでできないと。だから御飯のときはふりかけ、パンのときはジャム。代替食は出ない。自分たちの子供が、それがもう戦後間もなくならしようがないですよとか言うのと怒られるんですけども、現代社会においてそういう対応は、僕はやっぱり怠慢だと思ふんです。これだけ飽食の時代で、毎日たくさんの食べるものが捨てられている中で、そういう子供のためにためにと言っている割には、そういうところちょっと、ずっとおろそかになってきたんじゃないかなと。

ちなみにですけども、さっき言った九重町では、ふりかけ、ジャムではなく、代替食がきちんと出ております。それは給食センターが対応できる設備で、人員もいるということだと思ふんですが。人口的なものもあるのかもしれませんが、そういった面では、ある意味、玖珠町のほうが遅れていると思ふんです。

今議会でいただいたSDGsの中にも、もうそれに気づかれています、それを対応しなければならぬというのをちょっと遠回しに書かれているのを見ましたけれども、もう多分教育委員会の方は分かっているんじゃないかな。こういうのはやっぱり本当に早くやっていただきたい。

代替食を作り、提供することは、先ほどの過度な複雑な対応は行わないとか、設備がないのででき

ないということであれば、僕は、やり方としては保護者にも協力していただいていた方がいいと思うんです。今日はそういうアレルギーの含む給食出ますので、何々ちゃんのお母さん、副食を持ってきてくださいと。それは衛生上の問題あるかもしれませんが、そう言い出したら、遠足に行くの弁当持ってこれなくなりますからね。持ってくるということは可能だと思うんです。だから、保護者に協力してもらおうということもあるかもしれませんが、今の権利意識の強い保護者の方は、いやいや、それは給食費、同じ金額払っているんで、それは町が対応してくださいという方がいらっしゃるかもしれません。

一番かわいそうなのは子供ですよ。もう入ったときからアレルギーがあるから、御飯のときはふりかけだけとされているものですから、問題なくそれが当たり前と思って食べるんですよ。当たり前じゃないでしょう。そういうところをぜひ考えていただきたい。そういうところの保護者とのコミュニケーションが取れていないのも問題ですし、今で言えば、いい冷凍食品、アレルギーを含まない冷凍食品を代替で出してもいいんじゃないですか、給食センター作れないのであれば。このことについて、町として迅速に対応をしていただけるのか、ちょっとお伺いしたいところです。

○議 長（大野元秀君） 長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） お答えをいたします。

アレルギー、アレルギーが入ったおかずの提供があった場合は代替食が原則ですが、それができない状況というふうな中で、当町の給食の中では、主食があって、牛乳があって、おかずが、大きいおかずと小さいおかずってあるんです。片方にアレルギーがあった場合、片方にはないようにしていますので、少なくとも主食と片方のおかずは食べられるというのは最低限、今のところ対応ができています。

それと、保護者との関係という部分でございますが、実際、給食センターとして、そういった場合については何かおかずを持ってきてくださいということは言っておりませんが、学校等でそういった話をされる中で、持参をされているところもあるというような情報は伺っております。そこは、センターとして強制はしておりませんが、子供の食欲等に合わせて対応されているという部分は伺っているところでございます。

それと、この施設の関係ですが、当町の給食センターも若干老朽化が進んでおりまして、できれば九重町さんと合同でできないかという議論を、三、四年前合同でしたところでございますが、やはり場所の問題であつたりいろんなことで、それが不調に終わりました。当然、本来であれば建て替えるというところでございますが、まだそういったところまで進んでいないというのが現状でございますので、建て替える場合には、間違いなくそういった施設を整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） あんまり激しく言うても、やっぱりそれなりに課題が分かっている、努力さ

れていてというのは、本当に分かります。いろんなことがあって、本当はできることならすぐしたいと思うんです。先ほどおっしゃったように、給食センター建て替えると物すごいやっぱり財政的な負担かかるし、分かるんです。

けど、これ、全く私の通告にはなかったんですけども、午前中も秦議員が質問された、障害があつて在宅にいらっしゃる方のワクチン接種。結局、答弁としては無理ですと。なるべくならメルサンホール来て打ってくださいという答弁だったと思うんです。これってひどいと思うんです。確かに努力もされていると思うんですけども、訪問診療とか訪問介護については、もう5月11日に診療報酬の算定が可能となっていますよね。ということは、医師会と話をして、受けてくれるところがあれば、主治医の方が、在宅におつても打てるんですよね。

その医師会との話をしたけれども断られたのかもしれない。打つ権利、打たない権利があるならば、歩ける人はいいんですけども、移動手段がない方とかもいらっしゃる。在宅の障害者や高齢者の方にも打つ権利、打たない権利があるなら、主治医が出向いてワクチンを打てる。そういう方々にフォローアップできる町であつてほしいんです。でも、これはもう全く私の通告にないんで答弁は求めませんけれども、これ、要望です。理由というか、私どもの質問に対して説明してくださるのはあれなんですけれども、できることがあるんですよ、本当に。大変だとは思いますが、ぜひとも一歩でも前進していただくようによろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

理不尽な校則について質問をさせていただきます。

スカート丈や下着の色の指定、髪の毛を染めたり、髪の毛の長さ、なぜ学校には訳の分からない校則があるのか。なぜ校則を見直そうとしないのか。子供たちに苦痛を与える理不尽な校則をなくしてほしい。そんな願いから6万人もの署名が集まり、2019年8月23日に文科省に提出されました。報道記事によりますと、署名とともに文科大臣に提出された要望書では、次のことを述べています。1、生徒の心身を傷つけるブラック校則をなくし、生き生きと過ごせる学校にしてほしい。2、校則と校則に伴う指導に関して改めて実態調査をしてほしい。3、ブラック校則についての問題を認識し、各都道府県、各教育委員会、各学校において校則を改めて見直し、子供たちの声を反映した改善を行つて、適切な運用ができるように通知を出して周知徹底してほしい。

というように、これ、僕は当たり前の主張かなと思うんです。これも、やっぱり戦後高度成長期を迎える中で決まって、そのままずっと来ているところが多いと思うんです。時代の移り変わりもありますし、LGBTをはじめとして児童生徒を取り巻く状況は多様化しているのに、画一的なルールを強要しようとするのは弊害も大きいと思うのです。

手前みそになりますが、美山高校でも開校時に制服を決めました、特に女性生徒から制服がかわいくないと不満が多かったために、私、その三、四年後にPTA会長になったときにデザインを変えようということになりまして、複数の着こなしができるように、また、スカートが嫌な女子生徒にあつても、スラックスをはけるように変更いたしました。実際は、生徒数もありますけれども、ス

ラックスをはいている子というのはほとんどいない状況ではございます。しかしながら、少数派、マイノリティーですね、さっきのワクチン接種じゃないですけども、少数派を見捨てない町であってほしいんです。人権を大事にしようとか、個性を尊重しようとか生徒には言っておきながら、口先だけになっているのではないかと思うんです。

全国的に理不尽な校則が社会問題になっていることを述べさせていただきましたが、玖珠町として時代を鑑み、生徒や保護者の考えを取り入れて、そういうものをまた見直していく、また変更していく考えはあるのか伺います。

○議 長（大野元秀君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） お答えいたします。

くす星翔中学校の校則でございますが、くす星翔中学校は本年度開校3年目になります。その見直しについてですが、星翔中学校のほうは、学期ごとにもう1年目から生徒及び保護者からの意見・要望を聞いております。校則に関するものも含めて、全ての決まり事について見直しを行ってきております。現在までに3つの項目について見直しを行いました。ですので、今後も定期的に生徒・保護者の意見・要望を聞き、検討を行っていくということでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） 今、課長さんが答弁していただいて、くす星翔中学校はできて、子供たちでそういうふうな校則をつくっていった、保護者も含めてですね。非常にいいことだと思います。

しかしながら、そういう自我が目覚めた中学生とかやったら反抗期とかもあって、そういうのが分かってくるんで、そういうことを言うてくると思うんです。小学生とか、本当にさっきの給食じゃないですけども、分からないというか、疑問にそこまで思わないんで、もうそのままいくと思うんです。以前も名札をつけるとかつけんとか、そういう問題で、今、名札つけていません、個人情報がという話ですね。

そういうこともありますけれども、これはもう玖珠町だけじゃないです。全国的にですけども、小・中学校の校則を変えない理由と伺いますか。本当に玖珠町だけのことじゃないんですけども、全国的な学校側、教育委員会側の言い訳というか、答弁として、校則を緩めると生徒指導上面倒になる。そして、これは校則だ、ルールだとして押しつけたほうが楽だから。茶髪等では就職活動や入試の面接のときに不利になる。校則を正当化する理由を疑っていないから。変えると保護者等の一部から反対があり、面倒だから。という統計的なことが言われております。

いかに子供たちに考えさせて、場面によって自分がどのように行動すべきかを考えさせる教育を玖珠町から発信していただきたいです。本当にそんな抽象的なことという話なんですけれども、髪の毛の色や着ているものが人と違っていても、学歴が高学歴じゃなくても、中卒でも内閣総理大臣になっている方もいれば、懸命にボランティア、人助けをしている人もいますし、身なりはちょっといかななものかという人でも、私たちが一生かかっても稼ぐことができないお金を稼いだりしている方も大

勢います。皆同じ髪型、同じものを着て、同じものを食べ、同じ気持ちで同じ行動をする。そんな世の中、金太郎あめのように、ロボットのように異常だと思うんです。

玖珠町の偉人である久留島武彦先生もおっしゃった、よく耳にしますけれども、桃太郎主義というのは、それぞれが生まれも育ちも違えど、個性的な面々が互いに尊重し合い、協力していく世の中であれ。そうでなくては、また前進はないとお考えになったのではないのでしょうか。温故知新、古きよきものは受け継ぎながら、既存の固執した考えを変えていく時代がやってきているのではないかと思うのです。今までと変わらないことを常識として繰り返すのが一番簡単ですが、時代を鑑み、生徒や保護者の考えを取り入れて、前向きで個性を尊重し合うことができる校則、また教育行政をお願いしたいと思います。

次に、図書推進についてお伺いいたします。

コロナ禍において、子供たちの豊かな心を育てるためには図書活動は非常に有効であると考えます。そこで、本町における図書推進についての現状をお伺いいたします。

○議 長（大野元秀君） 秋好社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（秋好英信君） それでは、社会教育課長兼ねてわらべの館館長として、図書推進の現状をお答えいたします。

まず、わらべの館の図書カードの登録者数は6,744人。令和2年度の貸出し実績としましては5万2,186冊あります。そのうち、町内4か所の小学校、11か所の乳幼児・児童施設へ巡回しています移動図書館車の貸出し数は1万2,856冊と、全体の約4分の1を占めております。各施設では、学習資料の相談をはじめ、リクエストにもお応えしているところです。

また、わらべの館図書室は、大分県の公共図書館等連絡協議会に加盟しておりまして、県下統一での読書週間の行事など、読書への関心を高める取組に加えまして、県内がつながっているということから、利用者の資料要求に応じたり、相互貸借事業として、県立図書館より年間800冊——200冊掛け4回ですが——借り受けるなど、読書環境の充実にも努めております。

さらに、小学校図書室と連携を図りながら、特に、森中央小学校や塚脇小学校には、図書司書のリクエストに応じまして団体貸付けなども行っております。本年はコロナ禍にありまして、おうち時間を充実できるようにと、貸出し冊数の上限を撤廃しながら図書推進に努めております。併せまして児童館としての機能を果たしておりますので、子育て世代を対象に本に触れ合う機会を提供するため、月2回絵本の会を開催したり、読み聞かせなど、子育て支援と交流の場も提供しているところです。

次に、中央公民館、メルサンホールの図書室につきましては、令和2年度実績で689人の登録があり、貸出し実績といたしましては1,179冊、延べ540人の利用となっております。コロナ禍で図書推進のため、貸出し上限をこちらも1人5冊以上へ引き上げたり、貸出し時間を午後9時に延長するなど、工夫しているところです。特に図書室につきましては、中高生の利用が非常に多く、夏休み期間中は図書室が手狭になるために、毎年、学習支援の一環で視聴覚室を学習ルームとして開放しております。

本年も、21日間ではございますが、図書室では延べ350人、学習ルームは129人の利用がありました。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） すごいんですね、移動図書館、また今度新しいものを買って、先ほども移動図書館で1万2,000冊ですか、本当にすごい数だと思うんです。本当に活用されているいい例だなと思います。せっかく新しいものになるんで、またどんどん皆さんに図書推進していただいたらありがたいなと。いろんな取組もされていることは分かりました。

GIGAスクール構想により、生徒たちに1台のパソコンが与えられていますが、図書推進の一助といたしまして、電子図書書籍の導入について考えているのか、また、既に進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） お答えいたします。

学校での電子書籍ですが、現在では、電子的な書籍としましては、デジタル教科書を導入して授業等に活用していくということで、その他、図書に関する電子書籍の導入は行っておりません。

読書に関することにつきましては、各学校の図書館での貸出しの充実を、現在、図っているというところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） なぜこの質問をさせていただいたかというのが、玖珠町の図書館をぜひ造っていただきたいという方々のお気持ち、大変分かるんです。しかしながら、財政的なものというか、お金が無限にあるなら、ぜひとも町立図書館を造っていただきたい。しかしながら、現状の玖珠町の財政を見たときに、現実的なことだとは思いません。

そこで、国も推し進めているGIGAスクール構想到に玖珠町はいち早く取り組みました。メリット、デメリットはあるかと思いますが、何もしない、ほかの自治体がやっているからというのは前向きではありませんし、町民も納得できないと思います。せっかく県内でもいち早くGIGAスクール構想に取り組んでスタートダッシュ成功したんですよ。そこで満足することなく、やっぱりまたさらに一歩先を行っていただきたい。AI、ICTに使われるのではなく、うまく使いこなして、常にほかの自治体の一歩先を行っていただきたい。その一歩先に行くために、実際に図書館を建てることのできればいいんですけれども、財政的に厳しいので、せめて生徒たちや町民に電子書籍を利用できる環境を整えてはどうだろうか考えたところです。

うちの父親なんか、漫画見ていると、その年になって漫画を見るのかと。漫画やら見ると頭が悪くなるぞとか言うんですけれども、漫画って日本の文化だと僕思うんです。もう漫画とかも含めて、漫画に救われていじめから脱したという子供おるんです。やっぱり夢と希望を持つ子供だっているんです。だから、漫画といえど、僕はとても軽んじることはできないと思います。

今、そういうふうで、電子書籍、漫画含めていろんなものが見れる環境を、せっかくICT、GIGAスクール構想で整っているんですから、ほかの自治体がやっていないときに、一步また先に行くということ、本当は図書館がいいんです。建物を建てて本を購入して、管理する人間の人的費、維持費を考えれば、電子書籍を入れることのほうがコスト的にも相当に安価だと思われま。効率的だと思うんです。すぐには言いませんが、十分に検討、研究していただいて、子供たちをはじめ、町民の選択肢を増やすことに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、GIGAスクール構想により、生徒たちの読み書き、特に書くことや文章能力についてどのように考えているのかお伺ひいたします。

2021年6月に、「第3回久留島武彦童話賞～子ども創作童話コンクール～」入選作品が発表されました。町民の方からも保護者の方からも、玖珠町の小・中学生が一人も入賞していないのは、町外の方たちを優先した結果なのかというふうにお伺ひがありました。教育委員会にお伺ひしたところ、美山高校からあったのですが、町内の小・中学生からは創作童話の応募がなかったというふうにお伺ひしました。これは非常に残念なことだと思ひます。

そこで、お伺ひいたしますが、私どももパソコンで文書を作成する。今なんか、もうこのiPadで全部一般質問を書いています。することがほとんどで、手書きをする機会が極端に少なくなり、漢字は読めますが、書くことができなく、手で書くことが本当におっくうに感じる場合があります。GIGAスクール構想によりパソコンを使う機会が増えたかと思ひますけれども、生徒たちがずっとパソコンを使っているということはないでしょうけれども、そういう生徒たちの読み書き、特に書くことや文章能力について、町としてどのように考えているのかお伺ひいたします。

○議長（大野元秀君） 佐藤教育政策課指導企画監。

○教育政策課指導企画監（佐藤貴司君） GIGAスクール構想によるICT機器の活用ですが、それはあくまでもICTは手段であり、ICT機器の活用にあたっては、育成を目指す資質、能力との関連を明確にすることが重要であると考えております。例えば漢字の練習においては、筆順、字の形、バランスなど、一文字一文字丁寧に紙に書いて扱う必要がありますし、また、作文作成、作文指導につきましても、原稿用紙への書き込みというのが大事になってくるかと思ひます。何度も繰り返して書くことで記憶に残ることや要約する力、また、理解の理解力の向上が学習効果として期待できることもあります。やはり学年の発達段階に応じたICTの活用の違いもあろうかと思ひます。

先ほどの作文指導におきましても、やはり小学校低学年、小学校の間は原稿用紙に書くところ、やはりパソコンを使ったほうが作業がしやすく、推敲もしやすいとかいうのがだんだんと出てくると。そのうまく活用を、学年の発達段階に応じたところでしていくということが大事じゃないかなと思ひます。効果的にICTを活用した学習活動を行っていくということ、今後も考えていきたいというふうにお伺ひしております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） ぜひとも、そういう意味で便利なんですけれども、人間が逆に使われることなく、子供たちの豊かな心を伸ばしていただきたい。

次に、現代社会において、PC、パソコンはなくてはならないものになってきました。しかし、社会全体がICTに飲み込まれて弊害も出ていると思います。GIGAスクール構想を進めている町として、その弊害について指導をされているのか伺います。

パソコンの画面、ディスプレイから発せられるブルーライトは、長期的に見ると網膜への影響が心配され、眼精疲労、ドライアイ、睡眠障害、いらいらや鬱症状を引き起こす可能性があると言われてます。そこで、子供たちが使用する全ての端末にブルーライトをカットするシートを貼っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これについては、GIGAスクール構想が始まる頃、全協か何かで要望したと思います。もう、それとも既に対応されていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 今、議員からありましたブルーライトの防止対策でございますが、今年の3月に、私ども学習用パソコンを活用するときに、保護者向けに子供向けの活用についてということで、健康面につきまして、持ち帰りについてということで、家庭で使う場面があった場合は、こういうところを健康面で考慮しながら長時間の連続使用にならないようにということで、一つの例として、よい姿勢を保ち、目と端末の距離を30センチ以上空ける、30分に一度は20秒以上の休憩を取るとか、遠くを見るとか、そして、寝る前1時間は使用をやめるというふうに指導しました。

また、今年の令和3年6月18日の国会の衆議院の青山代議士の文部科学省の質問のときに、文科省の回答としましては、ITCの活用に当たっては、児童の目の健康などに関する配慮事項において、端末を使用する際に、先ほどと同じように、よい姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく保ちながら、目と端末の距離を30センチ以上、そして長時間にわたって使用しない、30分に1回は休憩、20秒以上、同じようにときどき遠くを見るとあります。

ブルーライトにつきましては、まだ国のほうもそれがどういう悪影響になるかということを経済的にも検証ができていない状態でございますので、特別これを貼りなさいという指導もしておりません。これは今、試用段階で、今検証中でございますので、それが国からもありましたら、これは全国一律に対処しなくちゃいけないことだと思いますので、そうしましたら、安全と健康第一ですので早急に対策したいと思いますが、今の段階では、どこも今はそういうふうな状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。だから今、私どもはブルーライト対策のシートを貼っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） コロナ対策にしても、やっぱりこういうパソコン、そして、今から説明しますが、けれども、目への影響というのは、医学的な見地から見てどれぐらいの影響があるか、まだはっきりしないところで、国もそこまでしていないんでということだと思んですが、これが100年、

コロナにしてもそうですし、パソコン、インターネットにしても、続いていけば大体のことが分かってくると思うんですが、まだやっぱりどちらにせよ日が浅いと。特に小学生のうちからICT端末を使用させることが脳の発達への影響が懸念されるとの論文もあります。これもあくまでも医学的な見地ではないんですけども、やっぱりお偉い方が研究されて、論文もあります。

ちなみにですが、アップルの共同設立者である、NeXTの創業者であるスティーブ・ジョブスやマイクロソフトのビル・ゲイツは、自分の子供たちにICT端末を使わせなかったり、制限をしたそうです。ということは、この方々も頭のいい方で、自分たちが作ったんですけども、子供に悪影響というのが分かっていたんですよね。ですから、14歳ぐらいまでは使わせなかったり、制限をかけた。これ、そのうち結果が出てくると思います。

特に携帯電話、玖珠町も5Gの基地局を造ります。本当にほかの企業が入ってくるのいいことだと思うんですが、携帯電話も4Gから5Gに進んでいきます。人間の欲求には限りがありません。今よりもっと便利で早く大容量でと、切りがないように思います。現代人の私たちに携帯電話を手放せ、車に乗るなどと言われても、手放すことはできませんが、今のような世の中だからこそ、一度立ち止まって落ち着いて、今のままで本当に安全なのか、大丈夫なのかということを慎重に見ながら検証して、町として子供たちへの安心・安全、心身の健康第一に考えて、対策、弊害についての指導をよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

本町には立派な公園がありますが、例えば喫茶店、飲食やお土産を購入できる場所がなく、観光客が来ても落ち着いて休む場所やお金を落とすところがなく、滞在時間が短いのではないのでしょうか。町として、国土交通省の事業であるパークPFI、公募設置管理制度を活用して、観光事業の推進をする考えはないのかお伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

パークPFI、公募設置管理制度につきましては、都市公園法に定められた公園が対象となる制度であります。玖珠町内では、旧玖珠自治会館跡の塚脇街区公園、それから玖珠町総合運動公園、三島公園の3つが都市公園法に該当する公園となっております。この制度を活用した場合に、民間資金等を活用した公園利用者の利便の向上、公園管理者の財政負担の軽減などができることから、平成29年度からの新たな制度となっております。全国で少しずつ広がりを見せ始めております。

国土交通省のデータとなりますが、現在、11万1,525か所、都市公園の数があります。これは令和3年3月末時点です。令和元年度にこの制度を活用した都市公園が35か所、この制度を取り入れたというふうになっております。この制度、町内の3か所の公園について、この制度がなじむかどうか、また、取り入れているところ等を調査して、検討してまいりたいと思います。アフターコロナに向けて、これからの新しい対応策として、公園を活用した町の観光事業の推進に向けて研究してみたいと考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） ぜひ前向きに検討をお願いします。

各自治体、もう既に取り組んでいるんです。公園にお店を造ったり、子供が遊ぶようなところを造ってお金も取っているんです。この国土交通省のせっかくパークPFI、公募設置管理制度というのがあるんで、そういうもので、単費じゃやっぱり無理なんで、ぜひお願いいたしたいと思います。

以前も、機関庫辺りの観光地の観光化というか、魅力化について触れたことが、一般質問ではあったんですが、湯布院などを見たときに、現在ではコロナの影響で観光客は激減しておりますけれども、観光地として、湯布院で言えば、金鱗湖、湯布院、温泉、この3つぐらい。私ども昔から玖珠、九重に住んでいる方は、なぜあのように人が来るんじゃないかという話になるんですけれども、お土産や様々なショップ、飲食店がたくさんあって、やっぱりお祭りのようですね。神社のお祭りに行ってもテキ屋が出ていなかったらやっぱり寂しいから、あまり人が来ないと思うんです。

滞在時間を長くして経済効果をもたらすためには、それらのお店があることで変わってくるのではないかと思うのです。町の方向性として、観光客が来なくても、知る人ぞ知るでよいと、分かっている人だけが来ればよいというスタンスなら、現状で問題ないと思うんです。もっとたくさんの観光客に来ていただいて、経済を動かしていただきたいという考えであれば、観光協会とともに、もっと観光協会も、若い人、発想の多い人を取り入れて進めていかなければ、玖珠町の観光の振興というのはないんじゃないかなと思うんです。

そこで、これはあくまでですよ、例えばですけれども、前も言ったんですけれども、三島公園のところ、久留島記念館、もしくはクロちゃんがある上の段とかに、先ほどの国土交通省の事業であるパークPFIを活用して、お土産屋さん兼喫茶店とか食事どころを造るとか、そういうことはいかかかなと思ひ、質問させていただいたところでございます。これも、また言い出すと、国指定になっているんで無理ですと。いやいや、伐株山の上にKIRIKABU HOUSEできているじゃないですかという話なんですけれども。そういうことも、本当に悪い方向ではなくて、玖珠町が観光的に振興していくためにと思って質問をさせていただいたところです。ぜひとも研究、検討のほうよろしくお願いいたします。

そして、最後の質問に移ります。

昨日の河島議員さんと質問がかぶる部分があると思いますが、公園や町有地の草木の剪定管理についてです。

場所にもよりますが、草木の剪定については、地元住民に管理を委託したり、地区のボランティアに頼っていると思います。そのような方々も高齢化により、高い樹木等の管理や倒木などの撤去ができなくなっています。管理者として町の見解をお伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 町の管理している公園についてお答えいたします。

今、言われましたように、地元団体へ管理業務委託しているものがほとんどでございます。地元団体以外では、暁雲福祉会に機関庫公園の管理業務を委託しております。高くなって、樹木の伐採等について相談があった場合、予算の範囲内で順次行っており、本年度は森町通りのポケットパークの樹木剪定を予定しております。今後も、委託団体や地元地域と連絡を取りながら、剪定等の必要がある場合には計画的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君。3分を切っております。

○5番（松下善法君） この案件についても、地元住民の方から御意見をいただきました。背の高い樹木の剪定や倒木の撤去を頼み、役場の職員さんが見に来て、やりますと言ってから結構長い時間がたったが対応してくれない。また、よかれと思い、公園に地元の住民の方が花を植えて、公園の水道で水やりをしたら、公園の水道料が上がっていたということで、役場の職員さんがその水道を止めてしまったなどのお怒りも受けた経緯から、この質問をさせていただきました。

これも、職員さんにもいろんな理由があって、水やりだけじゃなくて、例えば水道で言えば、子供がしょって、そのまま出しっ放しでえらい高くなっていたとか、そういうこともあるかとは思いますが、全てが役場職員さんに非があるわけではないと思いますし、しかしながら、確実に言えることは、住民の方々とのそういうコミュニケーションが不足していたというのは否めないと思うんです。もちろん私も間に入って、皆さん、役場の方に情報の提供をしますし、協力、調整させていただきます。役場職員と地元住民の自助、共助、公助がよい方向に行きますようお願いしまして、私の本日の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大野元秀君） 5番松下善法君の質問を終わります。

長尾教育政策課長。

○教育政策課長兼学校給食センター所長（長尾孝宏君） 松下議員の先ほどの御質問に関して、答弁で一部補足といたしますか、訂正がございます。

給食の食材の遺伝子組換え材料の件でございます。

学校給食会のほうに確認をいたしました。基本的には使っていないという部分ではございますが、一部の商品で、法的に認められている範囲で、いわゆる基準値未満のものを使用しているケースがございますということでございます。大変失礼いたしました。

○議長（大野元秀君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日10日から22日までの13日間において、議案考察のため休会を挟みながら、決算特別委員会、予算常任委員会、企画民生教育常任委員会、総務建設農林常任委員会を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、明日10日から22日までの13日間において、議案考察のため休会を挟みながら、決算特別委員会、予算常任委員会、企画民生教育常任委員会、総務建設農林常任委員会を行うことに決しました。
本日はこれにて散会いたします。
御協力ありがとうございました。

午後 2 時48分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 3 年 9 月 9 日

玖 珠 町 議 会 議 長 大 野 元 秀

署 名 議 員 細 井 良 則

署 名 議 員 河 野 博 文